

第4次佐賀県男女共同参画基本計画 (素案)

～ すべての人が自分らしく豊かに生きるために ～

平成28年 月



目次

第1部 基本計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の構成	3
3 計画の性格	3
4 計画の期間	4
5 計画の基本理念	4
第2部 計画策定の背景	6
1 世界(国際連合)の動き	6
2 国の動き	7
3 佐賀県の動き	8
4 男女共同参画に関する社会経済情勢の変化と県民の意識の変化	10
第3部 計画の内容	16
1 計画の基本方向	16
2 8つの重点目標	16
3 計画体系図	19
4 数値目標	20
(基本方向 1)男女共同参画推進の基盤づくり	21
重点目標(1)男女共同参画の意識の形成	21
重点目標(2)幼少期からの男女共同参画の意識形成	24
(基本方向 2)安全・安心に暮らすことができる社会づくり	26
重点目標(3)男女間のあらゆる暴力の根絶	26
重点目標(4)生涯を通じた男女の健康支援	30
重点目標(5)生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	33
(基本方向 3)女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり	39
重点目標(6)女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革	39
重点目標(7)政策・方針決定過程への女性の参画の推進	42
重点目標(8)仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり	46
第4部 推進体制	52
1 県における推進体制の強化	52
2 市町との連携強化	53
3 事業所、CSO等との協働強化	53
4 国、都道府県との連携強化	54

第1部 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第2条)です。

「男女共同参画社会基本法」が平成11年に制定されてから、16年が経過し、本県においては、男女共同参画社会の実現のため、平成13年3月に「佐賀県男女共同参画基本計画」を策定し、同年10月には「佐賀県男女共同参画推進条例」を制定、市町においては、県内20市町すべてにおいて男女共同参画基本計画が策定されるなど、積極的な施策を展開してきました。

具体的な取組としては、男女共同参画基本計画に関する講演会、女性のエンパワーメント支援についてのワークショップ等を県内各地域で開催し、男女共同参画推進リーダーの育成を図ることで、県民の男女共同参画の意識が高まりました。

また、企業における男性労働者の育児休業取得を促進するため、「子育てパパの応援企業奨励金」制度を実施したところ、平成27年3月末現在で、9件の申請があり、男性の育児休業の取得につながりました。

さらに、女性が能力や感性を發揮し、生き生きと働き続けられることができる社会づくりを目的に、平成26年1月に設置された「女性の活躍推進佐賀県会議」が中心となって、女性の管理職の数や比率についての宣言を各事業所に促す活動をした結果、平成27年3月末現在9事業所から宣言があり、女性が活躍しやすい職場環境の整備の必要性に対する理解が高まりました。

また、県内事業所に専門家を派遣して、子育てしやすい職場環境づくりのお手伝いをする「パパママ“ファイティン”サポート事業」を実施しました。

このような取組を通じて、企業・労働者双方の労働時間短縮の取組や育児・介護休業等の取得促進に対する意識が高まってきましたが、総実労働時間や年次有給休暇取得率が全国平均から見ると下位グループにあります。

政策参画セミナーや起業セミナー、市町審議会委員への女性登用の働きかけ等により、男

女共同参画意識の向上と女性活用の気運は醸成されつつありますが、市町審議会の女性委員の登用が進んでいません。

一方、社会情勢については、男女間の賃金格差や女性の非正規雇用割合の高さなどに起因する「女性の貧困」が顕在化し、DV被害者や母子世帯、高齢単身女性などは相対的貧困率(可処分所得が中央値の50%未満の人の比率)が高くなっていました。

また、日本は平成20年から人口減少に転じていますが、今後、人口減少はさらに加速することが予測され、経済活動の低下や加速化の進行など、地域の活力が低下していくことが懸念されます。特に佐賀県では、全国を上回るペースで人口減少が進んでおり、高齢化は全国より早く、少子化はやや緩やかに進展しています。こうした人口減少の進展などに的確に対応し、将来にわたり活力を維持していくために、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。

さらに、核家族化の進行、共働き世帯の増加、未婚・離婚などによる単身世帯の増加など家族形態の変化や男女の生き方の多様化が進み、ワーク・ライフ・バランス*(仕事と生活の調和)やダイバーシティ*(多様性)を重視することが社会的要請となっています。

一方で、依然として、性別に基づく固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」)は根強く残っています。性別役割分担意識が原因となり、男性が育児など家庭生活・地域生活に積極的に関わることを望んでも、その実現を困難にさせています。また、性別役割分担意識が男性の負担となり、過重労働や自殺など男性を追い詰めることがあります。その結果、女性に育児・家事等の負担が大きく課せられてしまい、第2子以降の出生に影響があることも否めません。このようなことから性別役割分担意識を見直し、従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを実現することは、M字カーブ*問題の解消や、政策・方針決定過程への女性の参画を進める上で重要であるとともに、男性もより暮らしやすくなることにつながるのです。

昨今、深刻な社会問題となっている配偶者等からの暴力(DV[ドメスティックバイオレンス(Domestic Violence)])は、被害者本人はもちろんのこと、同居する子どもにとっても、著しい心理的外傷を受ける重大な人権侵害であるため、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める上で克服すべき課題です。

このように、男女共同参画社会の形成は、すべての人々にとって、自分らしく生きることができる、多様性に富んだ豊かで活力のある社会、「人を大切に、世界に誇れる佐賀」をつくることであり、人口減少が進む中、将来にわたって活力ある佐賀県を維持するためにも重要なものといえます。

第4次佐賀県男女共同参画基本計画は、こうした観点から、副題を「すべての人が自分らしく豊かに生きるために」とし、社会の変化を踏まえながら、佐賀県における男女共同参画社会を実現するための施策を、総合的、体系的に整理し、推進するために策定しました。

* ワーク・ライフ・バランス・・・男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態のこと。

* ダイバーシティ・・・人間は人種や性別、年齢、身体障害の有無などの外見のな違いだけでなく、宗教や価値観、社会的背景、生き方、考え方など個々の「違い」を受け入れ、認め、活かしていくこと。

* M字カーブ・・・日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下は見られない。

2 計画の構成

基本計画では、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、第1部において、基本計画策定の趣旨や構成を示し、第2部において、基本計画策定の背景として、これまでの県の取組とその成果や社会経済情勢の変化と今後の取組の視点を示し、第3部において、基本方向、重点目標、施策の方向、具体的な施策を示しました。

また、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項として、第4部において、推進体制として、市町、関係機関・団体との連携強化について示しました。

3 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「佐賀県男女共同参画推進条例」に基づく計画であり、「佐賀県男女共同参画基本計画」(2011-2015)の5年間の成果と新たに取り組むべき課題について、「佐賀県男女共同参画推進審議会」での審議をもとに県民の皆さんの御意見を踏まえて策定しました。

本計画は、県における男女共同参画社会形成のための基本指針であり、県が策定した他の計画や指針との整合性を図りながら、県行政の各分野における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものです。

また、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が施行され、都道府県に対し、その区域における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下「推進計画」という。)を定めることが、努力義務とされたことから、本計画の基本方向3「女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり」を女性活躍推進法における推進計画に位置付けています。

本計画の推進にあたっては、市町との連携はもとより、事業所やCSO(市民社会組織)*など多様な主体と連携、協働して取り組んでいくための共通の指針となるものです。

*CSO・・・Civil Society Organizations(市民社会組織)の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成28年(2016)年度から32年度(2020)年度までの5年間です。

ただし、国内外の動向や男女共同参画に関する社会経済状況の変化等を考慮し、必要があれば内容の見直しを行います。

5 計画の基本理念

この計画の基本理念は、男女共同参画社会基本法第3条から第7条まで及び佐賀県男女共同参画推進条例第3条に定められたとおりです。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる

機会を確保する必要があります。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

5 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

第2部 計画策定の背景

1 世界(国際連合)の動き

- 昭和 50(1975)年、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」(第1回世界女性会議)で「世界行動計画」が採択され、各国の行動が開始されました。この年は「国際婦人年」と定められました。
- 昭和 54(1979)年、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択されました。これは、「国連婦人の十年」の最大の成果と評価されています。
- 平成7(1995)年、北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」では、全世界が男女両性間における平和で公正で人間的な世界を創るという目的達成に向かって、全ての人の緊急かつ集中的な行動が要求されました。
- 平成 12(2000)年6月にニューヨークの国際連合本部で、国連特別総会「女性 2000 年会議:21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、男女平等の実現に向けた 21 世紀の基本路線となる「政治宣言」と、「更なる行動と発議(イニシアティブ)」に関する文書(成果文書)が採択されました。この中には、あらゆる形態の暴力から女性を保護する目標や、「家事や育児に男性にも女性と同じ責任を共有するよう奨励する」など、男性の関与を強める努力目標が盛り込まれました。
- 平成 22(2010)年3月、第 54 回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)が国連本部(ニューヨーク)で開催され、「北京宣言及び行動綱領」、「女性 2000 年会議成果文書」、「北京+10 宣言」を再確認し、これらの完全実施に向けた貢献の強化を国際社会に求める「宣言」が採択されました。
- 平成 26(2014)3月、第 58 回国連婦人の地域委員会において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。
- 平成 27 年(2015)3月、第 59 回国連婦人の地位委員会(北京+20)が国連本部(ニューヨーク)で開催され、北京宣言及び行動綱領、第 23 回国連特別総会成果文書並びに第

4回世界女性会議 10 周年及び 15 周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、2030 年までに、男女共同参画及び女性の完全な実現に向け努力するという「宣言」が採択されました。

- 平成 27 年(2015)3月、第3回国連防災世界会議が仙台市で開催され、「仙台防災枠組 2015-2030」及び「仙台宣言」が採択されました。防災の新しい国際的指針の中に、防災投資の重要性、多様なステークホルダー(利害関係者)の関与、「より良い復興(Build Back Better)」など日本から提案した考え方が取り入れられました。

2 国の動き

- 昭和 55(1980)年、「女子差別撤廃条約」に署名しました。
- 昭和 60(1985)年6月、世界で 72 番目の女子差別撤廃条約の批准国となりました。また、「国籍法」の改定、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)の制定及び「労働基準法」の改正等が実現しました。
- 平成 11(1999)年6月、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられました。
- 平成 12(2000)年 12 月、「男女共同参画社会基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 平成 13(2001)年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)が制定されました。
- 平成 15(2003)年7月、「次世代育成支援対策推進法」が公布されました。
- 平成 16(2004)年 12 月、「DV防止法」の一部改正を受け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定されました。
- 平成 17(2005)年 12 月、「男女共同参画基本計画」が改定されました。
- 平成 19(2007)年4月、男女雇用機会均等法が改正され、女性に対する差別の禁止が男女双方に拡大され、男性も均等法に基づく調停など個別紛争の解決援助が利用できる

ようになりました。

- 平成 20(2008)年1月、「DV防止法」が改正されました。
- 平成 21(2009)年6月、仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)が改正され、父親も子育てにより関われる働き方ができるような見直しが盛り込まれました。
- 平成 22(2010)年12月、第3次男女共同参画基本計画が策定されました。
- 平成 25(2013)年6月、「日本再興戦略」の中核に女性の活躍推進が位置付けられました。
- 平成 25(2013)年12月、「DV防止法」が改正されました。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても、法の適用対象となりました。
- 平成 26(2014)年9月、東京において、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(World Assembly for Women in Tokyo)が開催され、世界各国及び日本各地から女性分野で活躍するトップ・リーダーが出席し、日本及び世界における女性の活躍促進のための取組について議論が行われました。
- 平成 26(2014)年10月、内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。
- 平成 27(2015)年9月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布されました。

3 佐賀県の動き

- 昭和 60(1985)年3月、佐賀県婦人問題対策審議会の提言を踏まえ、「80年代佐賀県総合計画」の具体的方策として「佐賀県婦人問題対策の推進方策」を策定しました。
- 平成2(1990)年2月、佐賀県女性問題審議会の答申を受けて「さが女性プラン 21」を策定しました。これは、平成元(1989)年に実施した県民意識調査を踏まえたものです。
- 平成7(1995)年3月、「さが女性プラン 21」で推進項目に掲げていた佐賀県立女性センター「アバンセ」が開館しました。

- 平成 13(2001)年3月、佐賀県男女共同参画推進審議会の答申を受けて「佐賀県男女共同参画基本計画」を策定し、3つの基本方向の下に、11の重点目標と69の推進項目を掲げ、平成 22(2010)年度までの10年間に、男女共同参画に関する施策を総合的に推進することになりました。
- 平成 13(2001)年10月、「佐賀県男女共同参画推進条例」を公布・施行し男女共同参画社会の実現に向けて、県と県民、事業者が一体となって取り組んでいくことになりました。
- 平成 14(2002)年4月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条に規定する「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすべき施設として、婦人相談所及び県立女性センターを指定し、相談など被害者への支援を強化しました。
- 平成 16(2004)年4月、女性に対する暴力の根絶を図るため、中・長期的課題について関係機関、団体が検討し、それぞれが行う事業を総合調整する「佐賀県DV総合対策センター」を全国で初めての取組として、県立女性センター内に設置しました。併せて「佐賀県DV総合対策会議」を設置し、関係機関、団体の連携強化を図っています。
- 平成 17(2005)年10月、男女共同参画社会づくりに向けた全県的な取組を推進するため、「佐賀県男女共同参画推進連携会議」を創設しました。
- 平成 18(2006)年3月、佐賀県男女共同参画推進審議会の承認を受けて「佐賀県DV被害者支援基本計画」を策定しました。
- 平成 18(2006)年3月、佐賀県男女共同参画推進審議会の答申を受けて「佐賀県男女共同参画基本計画」を改定しました。
- 平成 21(2009)年3月、「佐賀県DV被害者支援基本計画」を改定しました。また、「県立女性センター」を「県立男女共同参画センター」に名称変更しました。
- 平成 23(2011)年3月、「佐賀県男女共同参画基本計画」(2011-2015)を策定しました。
- 平成 25(2013)年8月、「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画」(2013-2016)を策定しました。
- 平成 26(2014)年1月、女性が能力や感性を発揮し、生き生きと働き続けられる社会づくりを行うことを目的として、「女性の活躍推進佐賀県会議」が設置されました。

- 平成 26(2014)年3月、「佐賀県DV被害者支援基本計画」を改定しました。性暴力被害者のための相談体制の整備、義務教育における暴力予防教育の推進等を新たに加えました。
- 平成 28(2016)年3月、「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定しました。(「佐賀県女性活躍推進計画」含む。)

4 男女共同参画に関する社会経済情勢の変化と県民の意識の変化

(1) 社会経済情勢の変化

① 少子・高齢・人口減少社会の進展

佐賀県の平成 26 年 10 月 1 日現在の人口は、835,016 人(佐賀県人口移動調査)ですが、国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口予測では、平成 52 年には約 68 万人まで減少すると見込まれています。その間、老年人口(65 歳以上人口)割合は 24.6%から 35.5%に上昇し、年少人口(0~14 歳人口)割合は 14.5%から 11.6%に下降すると予想され、本県でも、人口減少に加えて、少子高齢化が進展しています。

合計特殊出生率をみても、本県は、平成 26 年は 1.63 で全国の 1.42 を上回ってはいるものの、ここ数年横ばい状態が続いています。

平均寿命は女性が男性より長いことから、高齢者全体に占める女性の割合は高齢になるほど高くなっており、高齢者の一人世帯は、女性も男性も年々増加しています。

② 家族形態の変化

本県の1世帯当たりの家族数は年々減少しており、平成 22 年の国勢調査によると、2.80 人と、全国の 2.42 人より上回っているものの、3人を下回っており、平成 17 年からの 5 年間で三世帯世帯の割合は 2.5 ポイント減少し、単独世帯は 1.9 ポイント増加しています。単身世帯、夫婦のみ世帯、一人親と子どもの世帯等が増加し、家族形態の多様化が進んでいます。

③ 地域社会の変化

地域社会においては、個人の生き方や家族形態の多様化のなかで、地域への帰属意識の希薄化がみられますが、一方で、地域の活性化や課題へのきめ細かい対応のため、公共サービスにおける地域の人々の主体的な参加と行政との協働による取り組みが進められており、こうした取り組みの主たる担い手であるNPO法人数は着実に増加しています。平成 26 年度

末現在 367団体に達し、活動分野は、保健・医療・福祉、子どもの健全教育、まちづくり等が多くなっています。

④就業構造の変化

佐賀県の平成 24 年の有業者数は 424,400 人で、このうち女性は 194,100 人(45.7%)となっています。また、労働者一人当たり年間総実労働時間は、本県では平成 26 年は 1,876 時間と、ここ数年減少傾向にあります。全国との比較では、90 時間近く本県の労働時間が長く、この傾向はここ 10 年以上続いています。

女性の年齢階級別有業率は、出産・育児期の 30 代前半で低くなり、その後再び上昇する「M字カーブ」を描いていますが、M字の底は上昇傾向にあります。また、佐賀県の女性は、15～19 歳層を除いたすべての年齢層で全国より有業率が高く、特に出産・子育て期の有業率の落ち込みが小さいです。

一方、非正規雇用者のうち女性が 71.2%を占めており、女性の給与水準が男性を 100 とした場合 63.7 という経済格差となっています。

共働き世帯の割合は全国8位と高く、保育所等入所児童数は平成 27 年には 22,023 人と、ここ 10 年以上右肩上がりで増加しており、女性の就業者は増加しています。

このような中、人々の意識の変化等により、少しずつ男性が育児や介護など家事に関わる割合も増えてきていますが、主な担い手は女性という状況は依然として続いています。

⑤暴力の多様化

DVやストーカー、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等の暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会づくりを阻害する大きな要因となっています。

被害者の多くは女性ですが、子どもが被害者となることも多く、昨今、SNSなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の形態は多様化してきています。

DVに関しては、県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、ここ数年で低減していますが、平成 26 年度は 1,200 件を超えています。しかし、DVに限らず、被害の多くは、依然として潜在化している状況があり、被害者が暴力を受忍せざるを得ない環境に置かれていることが多くあります。

(2) 県民の意識の変化

平成 26 年度に実施した「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」結果から、以下のような項目について、意識の特徴や変化がうかがえました。

① 結婚・家庭について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分担意識については、「反対派」(62.9%)が「賛成派」(33.2%)を上回っており、3 人に 2 人は、性別役割分担意識に否定的です。全国調査と比較すると、反対派は、全国調査の 49.4%より 13.5 ポイント高く、賛成派は、全国調査の 44.6%より 11.4 ポイント低く、佐賀県の方が全国より性別役割分担意識に否定的な人の割合が高いです。

前回調査(平成 21 年度)と比較すると、女性は、「反対派」は 0.8 ポイント増加、「賛成派」は 4.0 ポイント減少しており、性別役割分担意識に肯定的な人が減少しています。

一方、男性は、「反対派」は 0.6 ポイント減少、「賛成派」も 0.5 ポイント減少しているが、前回からほとんど変化が見られず、特に男性において性別役割分担意識が根強いことがわかります。

② 子育てと教育について

女の子の進学目標を大卒以上とする人が 61.7%と 6 割を超え、前回調査(55.8%)と比較すると、5.9 ポイント増加しています。

一方、男の子に対しては、82.9%と前回調査(85.4%)同様、8 割以上が大卒以上の学歴を希望しています。

前回調査結果では、大卒以上の希望は、女の子が 55.8%、男の子が 85.4%と 29.6 ポイントの開きがあったが、前回調査結果より、女の子と男の差は 8.4 ポイント減少しており、女の子への高学歴志向が高まっているものの、進学目標は男の子より低い状況です。

③ 職業について

女性の就業について、「子どもができたなら中断し、手がかからなくなって再び持つ方がよい」という出産・育児中断型を支持する人は約 5 割(48.2%)で、最も多く、出産・育児のために職業を中断したほうがよいと思う人は 2 人に 1 人という結果となりました。

次いで「ずっと職業も持っているほうがよい」という就業継続型を支持する人が 4 割弱(37.1%)となっており、前回調査の 30.0%より 7.1 ポイント高くなっており、職業継続志向が高まっている傾向がうかがえます。

性別にみると、「ずっと職業を持っている方がよい」は女性が 40.2%と男性より 6.2 ポイント高く、「子どもができたなら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい」は男性が 51.5%と女性より 5.5 ポイント高くなっています。

女性が継続して職業を持たない方がよいと思う理由をみると、「育児休業などの仕事と家庭が両立できる制度があっても、それを利用できる職場の雰囲気でないから」が 37.3%と最も

高く、次いで「現在ある仕事と家庭が両立できるための制度だけでは不十分だから」が 35.0% となっており、女性が仕事を継続する環境が不十分であることがうかがえます。

女性が結婚後、出産後も退職せずに働き続けることに必要だと思うことについては、「配偶者の理解や家事・育児などへの協力」が 60.1%と最も高くなっており、5人に3人は配偶者の協力が不可欠だと思っています。

④ 女性の人権等について

配偶者や恋人から「大声でどなられたり、暴言を吐かれた」(精神的暴力)が最も多く、女性 23.9%、男性 10.3%でした。配偶者や恋人からの暴力を受けた割合は、すべての項目で男性より女性が高くなっています。

配偶者や恋人からの暴力を受けたとき、相談している人は 21.4%と全体の 1/5 にとどまっています。

相談した人のうち、その相談相手は「友人」43.7%、次いで「家族」35.2%で、公的な機関(警察・病院・市町窓口など)への相談は、各機関とも5%以下と少なくなっています。

被害が公的相談窓口につながっているケースはごく一部で、多くが潜在化していることがうかがえます。

男女間における暴力をなくすためにはどうしたらよいと思うかについては、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口の増設」が 68.2%が最も高くなっており、3人に2人が相談窓口の増設を望んでいます。

⑤ 県立男女共同参画センター「アバンセ」について

アバンセの利用状況について、4人に1人が利用経験者(24.9%)となっています。一方、「知っているが利用したことがない」人が半数弱(47.8%)、「知らない」と答えた人が約4人に1人(25.3%)でした。

アバンセの利用目的について、「自らのグループの活動(会議開催など)」が 27.2%と最も高く、次いで「生涯学習に関するセミナー・講演会への参加」が 22.8%、「図書・資料の閲覧」が 12.9%、「男女共同参画に関するセミナー・講演会への参加」が 9.9%の順となっています。

第2位は「自らのグループの活動」が多く(今回調査で新たに追加した項目)、一方、「男女共同参画に関するセミナー・講演会への参加」は減少しています(H16: 47.2%、H21: 12.3%)。

過去の調査結果と比べると、「生涯学習に関するセミナー・講演会への参加」が調査年ごとに減少傾向にあり、前回調査より 2.3 ポイント減少しています。(16年度: 34.6%、21年度: 25.1%、26年度: 22.8%)「図書・資料の閲覧」も減少傾向にあります。(16年度: 26.6%、21年度: 21.2%、26年度: 12.9%)

アバンセに期待する役割として、「各種セミナーや講演会などの開催」が 38.9%と最も高く、次いで「地域に出向いて行うセミナー、講演会などの開催」が 36.1%、「男女共同参画についての必要な情報の収集と提供」が 33.1%となっています。

今回の調査から選択肢に追加した「女性の再就職やキャリアアップなどを支援するための

開催」が 29.6%となっています。

⑦ 男女共同参画社会について

男女共同参画社会の実現へ向けての関連用語認知状況について、最も認知しているとの回答が多かったのは「男女雇用機会均等法」(75.1%)、次いで「DV防止法」(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)(62.7%)となっています。これらについてはある程度認知されていますが、以下「男女共同参画社会基本法」(34.1%)、「ジェンダー」(28.8%)と落ち込み、「ワーク・ライフ・バランス」(23.1%)、「佐賀県男女共同参画推進条例」(22.0%)等、認知状況が3割に満たないものが多くなっています。

各分野での男女の地位の平等感について、「男性優遇(計)」「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の割合は「政治の場」が 76.1%と最も高く、「社会通念・慣習・しきたりなど」が 73.4%、「職場」が 68.3%と7割近くになっています。

「平等」の割合が高かったのは、「学校教育の場」が 63.6%と6割を超え、次いで「法律や制度の上」が 36.0%、「地域活動・社会活動の場」が 31.9%、「家庭生活」が 27.1%の順となっています。

「女性優遇(計)」「女性が優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の割合は「家庭生活」が最も高いですが、10.5%と1割程度となっており、男女の地位の不平等感がうかがえます。

あらゆる分野でもっと平等になるために最も重要だと思うことについては、「女性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める」が 29.31%と最も高く、「女性の就業、社会参加を支援する体制・施策やサービスの充実を図る」が 18.7%、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど積極的に能力の向上を図る」が 18.4%となっている。

政治や行政、企業などのさまざまな分野において、管理職等への登用など企画や方針決定に女性の参画が少ない理由については、「男性優位の組織運営」が 54.05%と最も高く、次いで「女性の参画を積極的に進めようと意識する人が少ない」が 42.0%、「家庭・職場・地域での性別役割分担や性差別的な意識や慣行」が 40.2%、「企業経営者や団体・機関等トップの意識の欠如」が 33.3%と続きます。

県や市町の行政機関が男女共同参画社会づくりのためにすべきと思うことについては、「保育の施設・サービスや高齢者や病人の施設や介護サービスの充実」が 48.3%と最も高く、次いで「各種団体や地域で活躍する女性リーダーの育成」が 41.9%となっています。

性別にみると、女性では「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスの充実」が 54.0%と男性より 10.7 ポイント高くなっており、男性では「各種団体や地域で活躍する女性リーダーの育成」が 48.5%と女性より 10.9 ポイント高くなっています。

(3) 総括

平成12年に「男女共同参画社会基本法」が制定されてから、15年が経過し、本県においては、平成13年に「佐賀県男女共同参画基本計画」を策定後、これまで男女共同参画社会の実現を目指し、積極的な施策の展開を図ってきました。

その間、「県の審議会等における女性委員の割合」は、平成21年度末に40.6%だったものが、平成26年度末で42.4%となり、また、市町においても、平成23年度には、県内20市町すべてにおいて、男女共同参画基本計画が、平成26年度にはDV被害者支援基本計画が策定されるなど、男女共同参画は緩やかにではありますが、進んできています。

しかしながら、「夫は仕事、妻は家庭」という性別役割分担の考えに同意する人の割合は、ここ10年で大きな変化がみられず、男女共同参画が必ずしも十分に進まなかったことも否定できません。

その主な理由としては、次の三つが考えられます。

一つ目は、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった意識は今なお根強く、特に男性においてその傾向が根強く、家事や育児、家族の介護等の多くを女性が担っています。男性の家事・育児・介護等への参画を促進するためにも、男性の意識改革が必要です。

二つ目に、女性の活躍が、企業等にとっての利益や経済・地域社会の活性化につながるという認識が定着していないことです。人口減少に伴い、女性の活躍推進は喫緊の課題ですが、政治分野、行政分野、経済分野における女性の役員・管理職に占める割合は低い状態が続いています。これは、経営者等に、懸念される労働力不足問題や消費者ニーズの多様化への対応として必要であるという、女性活躍の認識を深めてもらうための働きかけが十分ではなかったからといえます。また、あわせて、女性自身の意識・行動改革が必要です。

三つ目は、「ワーク・ライフ・バランス」が実現できるような環境整備についての取組みが不十分であったことです。例えば、年次有給休暇取得率は低く、労働時間は長いなど、仕事と家庭・地域生活との両立が容易ではない現況があります。

女性が活躍する社会は、男性も女性とともに暮らしやすい社会、「男女共同参画社会」の実現につながります。

今後、人口減少や高齢化といった大きな課題に対応しつつ、「人を大切に、世界に誇れる佐賀」の実現を確実なものにしていくため、県・市町・関係機関や団体等と連携し、女性が家庭・地域・職場等あらゆる場で能力を発揮できる環境整備を進めていく必要があります。

第3部 計画の内容

1 計画の基本方向

計画の基本理念を踏まえた施策を推進していく上での基本方向については、第1に、「男女共同参画推進の基盤づくり」、第2に「安全・安心に暮らすことができる社会づくり」、第3に「女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり」について示し、そこに8つの重点目標を掲げて、取組を進めていきます。

2 8つの重点目標

計画の基本目標である「男女共同参画社会の実現」に向け、3つの基本方向の下に、以下の8つの重点目標を掲げ、男女共同参画社会の実現を進めていきます。

重点目標(1)男女共同参画の意識の形成

「男女共同参画」とは、固定的な性別役割分担意識の解消を目指すものであり、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合うという考え方が必要です。

男女共同参画社会とは、性別や年齢を問わず、あらゆる人々にとって、それぞれの能力を活かすことができる暮らしやすい社会であり、その実現が経済や社会全体の活性化につながるという意識の定着を図るため、広報・啓発活動を積極的に展開します。

重点目標(2)幼少期からの男女共同参画の意識形成

男女平等や人権尊重についての意識は、幼い時から家庭や学校、地域の中で形成されます。そこで、保育所・幼稚園、小・中・高等学校、大学等の各段階において、家庭や地域とも連携しながら、男女共同参画の視点に立った人権教育やキャリア教育、性に関する指導を実施することが必要です。

家庭や学校、地域が相互に連携し、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めるとともに、次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮し、健やかに成長するよう、子どもの頃からの男女共同参画の理解や将来を見通した自己形成ができるような取組を進めていきます。

重点目標(3)男女間のあらゆる暴力の根絶

DVやストーカー、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等の暴力は重大な人権侵害です。にもかかわらず、男女間の暴力を根絶するための社会的な認識が十分

でないため、人権尊重意識や男女共同参画の意識を高めるための啓発が必要です。

学校や地域、職場での教育や学習を通じて、男女を問わず暴力を許さない社会の意識啓発に努めます。

また、関係機関の連携強化を図り、被害者の安心・安全に配慮した保護や自立支援を行っています。

重点目標(4)生涯を通じた男女の健康支援

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」*(性と生殖に関する健康と権利)の概念が普及しておらず、女性の生涯を通じた健康教育支援の重要性が認識されていません。そのため、女性の心身に大きな負担を及ぼすにもかかわらず、望まない妊娠や出産、または人工妊娠中絶をしている場合があります。

男女によって発症頻度が異なる病気があるなど、男女の性差をお互いが十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう総合的な取組を推進します。

*リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年(1994年)の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

重点目標(5)生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境整備を進める必要があります。

貧困、高齢、障害等困難を抱えた女性が安心して生活できるよう、ユニバーサルデザイン*の考え方を取り入れつつ、市町ほか関係機関・団体と連携しながら取組を進めます。

*ユニバーサルデザイン・・・年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

重点目標(6)女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

女性の活躍が進むことにより、女性だけでなく、男性にとっても仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながります。男女共同参画社会の実現のためには、引き続き、様々な分野における女性の活躍を進めていく必要があります。

女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等の取組を促進するなど、ポジティブ・アクション*(積極的改善措置)の推進等により女性の能力が発揮できるよう、意識啓発、情報提供、能力開発等の取組を進めるとともに、就業継続の支援に積極的に取り組みます。

また、女性活躍推進に関する男性の理解促進や意識の改革を進めます。

* ポジティブ・アクション…男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するための必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。(男女共同参画社会基本法第2条第2号参照。)

重点目標(7)政策・方針決定過程への女性の参画の推進

あらゆる場面において、男女を問わず、「男性優位」の意識が残っており、経営者側のポジティブ・アクションに対する理解不足、性別役割分担意識が、管理職への女性の参画が進展しない要因の一つとなっています。

「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」との国の目標を念頭に置き、女性の参画促進の重要性・必要性についての理解の促進と、固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、政策・方針決定過程への女性の参画促進を引き続き事業所・団体等へ働きかけます。

重点目標(8)仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティの推進につながり、本県の地域社会・経済の持続可能な発展や企業の活性化という点からも、極めて重要です。

男女を問わず、仕事と家庭・地域生活のバランスの取れたライフスタイルが実現できるように、子育てや介護の支援の充実を図るとともに、事業所・団体等と連携し、働き方の見直し等の環境整備、特に男性が育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりを進めていきます。

3 計画体系図

(基本方向1) 男女共同参画推進の基盤づくり

重点目標(1) 男女共同参画の意識の形成

重点目標(2) 幼少期からの男女共同参画の意識形成

(基本方向2) 安全・安心に暮らすことができる社会づくり

重点目標(3) 男女間のあらゆる暴力の根絶

重点目標(4) 生涯を通じた男女の健康支援

重点目標(5) 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

(基本方向3) 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

重点目標(6) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

重点目標(7) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

重点目標(8) 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

4 数値目標

基本 方向 － 重点 目標	数値目標名(担当課)	現況	平成 32 年度 までの 数値目標
		平成 26 年度	
1-(1)	性別によって役割を固定する考え方に同意する 県民の割合(男女参画・県民協働課)	男性)37.2% 女性)29.7%	30%未満
2-(3)	DV予防教育等講師養成講座受講者数(累計) (男女参画・県民協働課)	6 人	45 人
2-(4)	性に関する指導を学校保健計画に位置付け、実 践する学校の割合(学校教育課保健体育室)	100%	100%
2-(5)	児童扶養手当全部支給者の割合(母子保健福 祉課)	49%	43%
2-(5)	生活困窮者自立支援法に基づき作成したプラン の目標達成者の割合(地域福祉課)	－	30%
2-(5)	*生活支援コーディネーター配置数(長寿社会 課)	8 人	62 人 (H30 年度)
2-(5)	365 日対応できる障害者のための総合相談窓口 の整備数(障害福祉課)	9 箇所	12 箇所
3-(6)	女性の活躍推進佐賀県会議会員登録数 (男女参画・県民協働課)	60 事業所	120 事業所
3-(7)	市町の審議会等における女性委員の割合 (男女参画・県民協働課)	25.3%	30%以上
3-(8)	年次有給休暇の取得率(雇用労働課)	41.7%	70%
3-(8)	法定以上の仕事と育児の両立支援制度導入事 業所数(雇用労働課)	18 事業所	70 事業所
3-(8)	子育て応援宣言事業所登録数(こども未来課)	273 事業所	470 事業所

* 生活支援コーディネーター・・・ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人など多様な
主体をコーディネートし、高齢者のための生活支援サービスの提供体制を整備するため、各市
町村及び日常県域単位で設置。

(基本方向1)男女共同参画推進の基盤づくり

重点目標(1) 男女共同参画の意識の形成

(現状と課題)

- ①「男女共同参画」とは、固定的な性別役割分担意識の解消を目指すものであり、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合うという考え方が必要です。
- ②しかしながら、「男女共同参画」の本質、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことである」という認識が十分広がっていません。
- ③「男女共同参画」を女性の問題としてしか捉えられていないことも多く、あらゆる人々の問題、「自分の問題」という認識が十分とは言えません。また、女性への負担がより重い、働きながら子どもを産み育てること、親等を介護することに対する、職場の男性の理解も十分とは言えません。
- ④家事や育児・介護に積極的に参加する男性が増え、男女共同参画の考え方が徐々に浸透しつつあるものの、中高年世代の理解が進んでいないなど、世代によって意識に差があります。
- ⑤このため、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合うという「男女共同参画」の認識が十分広がっておらず、固定的な性別役割分担意識が根強くあることから、継続した啓発が必要です。
- ⑥住民の生活の身近にある自治会等では、会長や女性役員等の数がかなり少ない状況が続いています。市町においては、引き続き、自治会等の住民の身近にある場での男女共同参画の取り組みが必要です。
- ⑦メディアやインターネットで発信される情報の中には、性・暴力表現など、女性や子どもの人権を侵害するものも見受けられるため、男女共同参画の視点に立った表現の促進が求められます。

⑧女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年9月4日施行)に基づき、特定事業主行動計画を策定する必要があります。

⑨県内では、全市町が基本計画を策定済みであり、全国に比して進んでいる反面、推進条例が制定された市町は、僅か2市(10%)という状況です。今後、条例制定を進めることで、より参画意識の高まりが期待されます。

(施策の方向)

①男女共同参画社会とは、性別や年齢を問わず、あらゆる人々にとって、それぞれの能力を活かすことができる暮らしやすい社会であり、その実現が経済や社会全体の活性化につながるという意識の定着を図るため、広報・啓発活動を積極的に展開します。

(具体的な施策)

①男女共同参画が必要であることを、あらゆる人々が共感できるよう、地域に根ざした身近な情報発信・意識啓発を進めます。【男女参画・県民協働課、まなび課、危機管理・広報課】

②県立男女共同参画センターを拠点とし、市町や県男女共同参画推進連携会議、女性の大活躍推進佐賀県会議と連携しながら、男女共同参画ネットワークなどCSOに対し、必要な情報や学習機会を提供するとともに、県内の企業、事業所、教育機関など様々な分野、地域での、きめ細やかな普及・啓発が行われるように努めます。【男女参画・県民協働課】

③男性にとっても、男女共同参画社会の実現は重要であり、男女共同参画社会を実現してこそ、より暮らしやすい社会となることの理解を深めるとともに、男性の家庭、地域、職場などあらゆる場面での意識改革を進め、特に中高年を対象にした啓発事業を進めます。【男女参画・県民協働課】

④男女共同参画の現状や意識などに関する実態を把握しその公表を行ったり、県が作成する広報・出版物などにおいても、男女共同参画の視点に立った情報発信を行うとともに、市町等に対し、公的広報ガイドラインを周知します。【男女参画・県民協働課、危機管理・広報課】

⑤メディアの表現の自由に配慮しつつ、男女共同参画の視点に立った情報発信の必要性を事業者に啓発し、メディアの自主的な取組を促します。【男女参画・県民協働課】

- ⑥男女共同参画社会実現推進の牽引役である県は、庁内における男女共同参画を推進し、「佐賀県職員男女共同参画推進行動計画」及び「同計画ガイドライン」の着実な推進を図ります。【男女参画・県民協働課、職員課】

- ⑦女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年9月施行)に基づき、「特定事業主行動計画」の策定及び着実な推進を図ります。【職員課】

- ⑧県は、市町に対し、参画意識の高まりを目指し、地域の実情に応じた男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための市町男女共同参画推進条例が市町において策定されるよう働きかけます。【男女参画・県民協働課】

重点目標(2) 幼少期からの男女共同参画の意識形成

(現状と課題)

- ①男女平等や人権尊重についての意識は、幼い時から家庭や学校、地域の中で形成されます。そこで、保育所・幼稚園、小・中・高等学校、大学等の各段階において、家庭や地域とも連携しながら、男女共同参画の視点に立った人権教育やキャリア教育、性に関する指導を実施することが必要です。
- ②アンケートでは、女の子らしく、男の子らしく育てるしつけや教育が必要という意見が多数あり、また男子の方に高等教育を望む声も多いなどの調査結果が出ています。一般論としては固定的な性別役割分担意識が根強く、いわゆる総論賛成、各論反対的な考え方がみられます。
- ③家庭や学校、地域においては、無意識のうちに、子どもたちに固定的な性別役割分担意識を植え付けてしまう可能性があることを、すべての大人が認識し、男女共同参画について正しく理解することが必要です。
- ④学校教育及び社会教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発と理解促進を図る取組に努めるとともに、男女の人権や相互協力についての理解促進を図る必要があります。
- ⑤より教育効果の高い、分かりやすい教材づくりや指導方法等の充実が求められています。
- ⑥インターネットや携帯電話など情報通信機器の普及による有害情報の氾濫により、青少年を取り巻く環境は悪化しています。また、こうした情報通信機器を介した新たな暴力の発生や誤った情報なども氾濫しています。小・中・高校における発達段階に応じた性に関する指導・人権教育やそれに伴う教職員や保護者等への効果的な啓発を行い、社会全般の認識を向上させる必要があります。

(施策の方向)

- ①家庭や学校、地域が相互に連携し、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めます。また、次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮し、健やかに成長するとともに、子どもの頃からの男女共同参画の理解や将来を見通した自己

形成ができるような取組を進めていきます。

(具体的な施策)

- ①保育所・幼稚園に対し、幼少期からの男女共同参画の学習機会の提供を促進します。
【こども未来課、学校教育課、まなび課】
- ②小学校・中学校・高等学校等において、男女の人権尊重、DVに関する知識、相互理解と協力の重要性、健康教育・性に関する指導などについて、子どもの発達段階に応じた適切な教材や指導方法等の充実を図ります。また、性別にとわれず、一人ひとりの個性や能力に応じ、主体的に進路を選択できる、生涯を見通した総合的なキャリア教育や進路指導を推進します。【男女参画・県民協働課、学校教育課、学校教育課(体育保健室)、教職員課】
- ③男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む、県民一人ひとりが学び続けることができる環境づくりを行い、生涯学習の機運をさらに醸成します。【まなび課】
- ④既存の青少年関係団体だけでなく、CSO との協働を進め、子ども・若者育成支援運動を各層に広げます。【こども未来課】
- ⑤男女共同参画の意識啓発や固定的な性別役割分担意識の解消のために、教職員を対象とした、研修及び啓発推進の指導者育成等の取組を促進します。【こども未来課、まなび課、学校教育課、教職員課、教育センター】
- ⑥幼稚園新規採用職員に対して、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、使命感と実践的指導力を身につけさせるとともに、人権意識を高める中で、男女共同参画の在り方についての理解を深めます。【学校教育課】
- ⑦幼児を理解する中で、男女差別につながる言動をいち早く察知し適切な指導を行ったり、男女で仲良く活動する中でその心地よさを経験させるなど、保育所や園での生活そのものが男女共同参画の学習機会となるような学級運営の在り方について理解を深めます。
【学校教育課】
- ⑧ICT機器、情報伝達手段の進化を踏まえ、児童生徒及び青少年や保護者・地域に対して、様々な機会を通じて、情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成に努めます。また、有害な社会環境の点検と改善を図るとともに、インターネット上の有害情報等から青少年を守るための取組を行います。【こども未来課、まなび課、学校教育課】

(基本方向 2)安全・安心に暮らすことのできる社会づくり

重点目標(3) 男女間のあらゆる暴力の根絶

(現状と課題)

- ①DVやストーカー、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等の暴力は重大な人権侵害です。にもかかわらず、男女間の暴力を根絶するための社会的な認識が十分でないため、人権尊重意識や男女共同参画の意識を高めるための啓発が必要です。
- ②DVIには身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力、経済・社会的暴力も含まれるという認識がまだ十分広がっていません。
- ③男女間のあらゆる暴力という言い方によって、少数の男性被害者にも等しく被害回復の権利があることを認知できるようになりました。しかしながら、DV被害者の多くは女性であるという現実を過小評価せず、暴力の背景にある性差別の社会構造を変革する必要性を絶えず訴えていくことも変わらず大事なことです。
- ④DV家庭で育った子どもは被害者でもあります。それらの子どもの全てが将来DVを起こすとは限りませんが、加害者にDV家庭で育った経験や虐待の被害経験があるケースもあるなど、暴力の世代間連鎖は断ち切り難いものがあります。
- ⑤DV被害者は、暴力により孤立し、支援に関する情報が届きにくい状況も少なくありません。また、暴力による恐怖感や無力感等から暴力を受けている現状を受忍している場合が多く、公的機関に相談する人の割合が非常に少ない状況です。
- ⑥身体を傷つけられるなど、人権を著しく侵害されているDV被害者は、就業や住宅、生活費、子どもの就学など、複数の課題を抱えていることが多いため、安心して生活できる場所や就労等の自立に向けた支援が必要です。また、被害者と同居する子どもに対する精神的・心理的支援も必要です。
- ⑦被害者の安全のため、警察・市町等の行政機関及び民間支援団体等と連携しながら、DV被害者が必要な支援を受けられることができるような支援体制を整備する必要があります。

- ⑧児童が同居する家庭におけるDVは児童虐待に当たり、高齢の配偶者に対するDVは高齢者虐待に当たります。また、県配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談においても、これらの暴力が密接に関連しているケースが多いため、各関係機関の連携による早期発見・早期対応が不可欠です。
- ⑨DVやストーカー、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等の暴力の被害者が、二次被害を受けることがないように、行政担当者や相談員の研修が必要です。相談員が相談をひとりで抱え込まないために周囲の支援や相談窓口のネットワーク化が重要です。相談の件数増加及び事案の複雑化もあり、相談員自身のメンタルケアや体制強化等が課題です。
- ⑩SNSなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、SNS等のインターネットを利用した児童買春・児童ポルノ事犯等の性的搾取事犯の発生が認められます。
- ⑪売春や人身取引の対象はほとんどが子どもや女性です。その根絶に向けて、関係法令の厳正な運用を行い、取締を強化することや被害者の保護等の支援が求められています。

(施策の方向)

- ①学校や地域、職場での教育や学習を通じて、男女を問わずあらゆる暴力を許さない社会の意識啓発に努めます。
- ②また、関係機関の連携強化を図り、被害者の安心・安全に配慮した保護や自立支援を行っていきます。

(具体的な施策)

- ①「佐賀県DV被害者支援基本計画」の円滑かつ着実な推進を図ります。【男女参画・県民協働課・佐賀県DV総合対策センター】
- ②県教育委員会及び市町教育委員会等と連携し、暴力を伴わない対等な人間関係を構築する観点からの、若年層を対象とする予防教育を推進します。また、被害者支援に関わる人材の育成、専門家の育成に取り組みます。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター、学校教育課(保健体育室)、こども未来課】
- ③広く県民に対しては、DVや被害者支援に関する正しい理解を深める啓発や、相談窓口

や法律に基づく制度についての更なる周知を図ります。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター、政策監グループ、警察本部・広報県民課、生活安全企画課】

④地域における男女の人権尊重や、DV問題の周知・理解を促進する研修等を行います。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター、人権・同和対策課】

⑤県DV総合対策センターを中心に、官官連携・官民連携による被害者支援、加害者対策など、適切な対応に努めます。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター、母子保健福祉課、警察本部・広報県民課、生活安全企画課】

⑥総合的なDV被害者支援のため、県の配偶者暴力相談支援センターは、各種相談機関との連携体制の整備を推進します。あわせて、ストーカー行為の防止に関する県民向けの啓発を推進します。また、市町の求めに応じた助言等の支援体制の整備を推進します。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター、母子保健福祉課、生活安全企画課】

⑦DV被害者支援民間グループと、被害者支援において、住宅の確保、就労支援、生活支援、啓発、研修、心のケアなどDV被害者支援民間グループの行う活動と連携し、被害者支援に取り組みます。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター】

⑧市町に、女性のための相談窓口の設置を促し、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進します。また、配偶者暴力相談支援センターの設置についても働きかけます。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター】

⑨相談や支援に携わる相談員や関係機関の職員に対し、二次被害を起こさないための対応体制の整備と、研修等による資質向上を図ります。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター】

⑩DVと子どもへの虐待、高齢者への虐待は密接に関係していることから、それぞれの早期発見につながるよう関係機関が連携し、相談・支援体制の充実を図ります。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター、母子保健福祉課、長寿社会課、学校教育課、こども未来課、警察本部・生活安全企画課】

⑪特に潜在化しやすいとされる性暴力被害者に対しては、急性期から回復に至るまで中長期的に支援する体制の更なる整備を目指します。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター】

- ⑫性犯罪捜査の一層の強化や再発防止のための対応に努めるとともに、犯罪被害者等を支援するための施策を実施します。また、ストーカー規制法の適切な運用など、必要な対策に努めます。【警察本部・広報県民課、生活安全企画課、捜査第一課】

- ⑬売春や人身取引の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用を行い、取締りの強化と被害者の保護等の支援を行います。【警察本部・生活環境課、母子保健福祉課】

- ⑭スマートフォンの普及から犯行形態が多様化の傾向にあり、県民の相談や事件捜査に適切に対応するため、引き続き、情報の収集や分析を行うなど、取締りを強化します。【警察本部・少年課】

重点目標(4) 生涯を通じた男女の健康支援

(現状と課題)

- ①「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の概念が普及しておらず、女性の生涯を通じた健康教育支援の重要性が認識されていません。そのため、女性の心身に大きな負担を及ぼすにもかかわらず、望まない妊娠や出産、または人工妊娠中絶をしている場合があります。
- ②佐賀県の人工妊娠中絶は、全国と比較して高い状況が続いています。望まない妊娠を予防するために、正しい性に関する知識の普及啓発が必要です。
- ③乳児死亡率等は全国の中でも低い傾向で推移していますが、全出生数の中の低出生体重児の割合は微増傾向にあり、不妊治療や小児慢性特定疾病の治療が増加しているため、安心して子どもを生み、健やかに育てるために、切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策が必要です。
- ④不妊治療費の助成を受ける夫婦は年々増加していますが、厚生労働省が主催する検討会の報告書等では、より若い時期からの治療が出産に至る確率が高いとされています。知識の普及啓発により、早期からの治療を推進することが必要です。
- ⑤児童生徒の心身の発達段階に応じて、体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心に学校教育全体を通じて性に関する指導をしていますが、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組が求められています。
- ⑥HIV/エイズを含む性感染症患者数は、近年全国的に増加傾向にあり、佐賀県においても平成25年度にHIV感染者及びエイズ患者の新規報告数が7名となり過去最多となりました。その一方で、県内の保健福祉事務所(5か所)で実施している性感染症(HIV、梅毒、クラミジア、HTLV-1)の相談・検査件数については、ここ3年相談約1,200件/年、検査約750件/年と横ばい傾向です。
- ⑦社会の複雑化とともにうつ病などの精神疾患の発症が増加していますが、そこには男女とも様々な要因が考えられますが、特に、男性の場合は経済的に家族を支えていることが多く、仕事を休むことができない、あるいは仕事がない状況で、症状を悪化させています。

⑧平均寿命と健康寿命の差(H25 男 1.24歳、女 2.81 歳)を縮小させ、健康な期間が長くなるように様々な健康づくりの取組を推進して行く必要があります。主な生活習慣病(がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPD)による死亡数が 57%を占め、今後も増加していくことが予測されるため、県民自らが食生活の改善や運動習慣を身に付けることにより、発症予防と重症化予防に努める必要があります。また、社会全体が相互に支えあいながら、県民の健康を守る環境を整備することが必要です。

⑨「県民のスポーツ意識に関する調査」によると、健康志向の一層の高まりを背景として60代以上を中心に日常的に運動やスポーツを行う層が増える一方、20代から50代までを中心に、「忙しい」「きっかけがない」として運動やスポーツを全くしない(しなくなる)層が増えています。

(施策の方向)

①男女によって発症頻度が異なる病気があるなど、男女の性差をお互いが十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう総合的な取組を推進します。

②学校で行う「性に関する指導」は、学習指導要領に基づき児童生徒の心身の発達段階に応じた学校教育活動全体を通じた取組が重要であることから、引き続き、家庭、地域、県庁関係課、関係機関等と連携しながら推進していきます。

③妊娠・出産に関する安全性の確保と不妊への支援に取り組めます。

④母子の疾病の早期発見・早期治療により、障害や疾病の重症化を防ぎます。

⑤女性特有のがん対策を総合的に推進します。

⑥HIV/エイズをはじめとした性感染症を予防するため、教育・保健・医療などの関係機関と連携し、性感染症に関する正しい知識の普及啓発を推進するとともに、検査・相談体制の充実を図っていきます。

(具体的な施策)

①性と生殖に関して健康であることの重要性について、正確な情報提供に努めるとともに、望まない妊娠の予防、HIV/エイズを含めた性感染症予防、不妊や更年期、高齢期な

ど様々な問題に対応できる相談体制の強化を図ります。また、人工授精経費助成、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)費助成制度の実施及び母子保健に従事する保健師等の資質向上のための研修会や連絡調整会議を実施します。【母子保健福祉課、健康増進課】

- ②家庭や学校、地域が相互に連携し、子どもの発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施します。【学校教育課(保健体育室)】
- ③性に関する指導に関する指導者研修会を開催します。学校保健計画における性に関する指導の位置付けと実践を推進します。【学校教育課(保健体育室)】
- ④「第2次佐賀県健康プラン」に基づき、健康づくりを総合的かつ計画的に推進します。【健康増進課】
- ⑤県内の高校1年生全員を対象者としたエイズ予防講演等を実施し、若い世代へ性感染症の正しい知識の普及啓発を実施し、予防指導を充実させます。【健康増進課】
- ⑥保健福祉事務所における HIV/エイズ相談・検査(匿名、予約不要、検査無料)の利用や医療機関への受診につなげる上で必要な情報提供に努めます。【健康増進課】
- ⑦周産期医療体制の整備及び妊娠・出産に関する支援の充実を図ります。【医務課(地域医療体制整備室)、母子保健福祉課】
- ⑧女性特有のがん検診にかかるハード・ソフト両面からの受診環境づくりを促進します。【健康増進課】
- ⑨長時間労働の抑制など労働環境の整備を図ることにより、労働者の健康保持に努めるよう、事業所等に対して働きかけます。【男女参画・県民協働課、雇用労働課】
- ⑩仕事、子育て、介護、健康など、男性が抱える様々な問題の解決に向け、男性のための相談体制の一層の充実に努めます。【男女参画・県民協働課】
- ⑪年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。【スポーツ課】

重点目標(5) 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の

整備

(現状と課題)

- ①男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境整備を進める必要があります。
- ②貧困等による生活困難者が幅広い層に広がっており、特に、貧困率は女性が高い状況です。
- ③多くの女性が男女平等と認識し、安心して暮らせるためには、雇用形態ならびに賃金格差の問題を考える必要があります。
- ④平成 25 年国民生活基礎調査によると、日本全体の子どもの貧困率 16.3%に対して、ひとり親家庭の子どもの貧困率は 54.6%と非常に厳しい状況であり、子どもの貧困対策の一つとして、ひとり親家庭への生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な対策が必要です。
- ⑤幼い子どもを持つ女性やひとり親家庭の母親に対する、社会や事業所の受け入れ環境が十分整っていないため、正規雇用や雇用継続への道が厳しく、復職や再就職が困難となっており、事業所による仕事と家庭の両立支援が必要です。
- ⑥若者の非正規雇用の割合を是正するための支援や、障害者やニート等が積極的に社会に参画し、活躍できる取組が必要です。
- ⑦2025 年に佐賀県の高齢者数がピークとなることを見込まれます。このため、高齢者が元気に活躍する社会づくりと自立支援の充実を図る必要があります。
- ⑧高齢者が自立し、安心して暮らせる社会の実現に向け、男女共同参画の視点に立った、高齢者福祉の充実と就業促進への取組が必要です。
- ⑨高齢者人口に占める割合の高さから、女性の方が高齢者施策の影響を強く受けます。
- ⑩独居高齢者や高齢者のみの世帯及び介護を必要とする高齢者や認知症の人が増加す

るため、安心して生活できるサービスの確保、地域包括ケアシステムの構築が必要です。

- ⑪ 障害者が地域で安心して生活できるよう、男女それぞれへの配慮を行いつつ、障害のある人もない人も共に生活し活動することができる社会の構築に向けて、障害者福祉の充実と就労支援の取組が必要です。
- ⑫ 言語の違い、文化・価値観の違いや地域における孤立などの困難な状況にある在住外国人等への支援が必要です。
- ⑬ 特に、女性の障害者、外国人等は、女性であることから複合的に困難な状況に陥る場合があります。
- ⑭ 性同一性障害*などを有する人々、男女を問わず性的指向*を理由として困難な状況に置かれている場合などに対し、人権尊重の観点からの施策の推進についての配慮が必要です。

* 性同一性障害・・・生物学的な性(からだの性)と性の自己認識(こころの性)が一致しないため、社会生活に支障がある状態のこと。

* 性的指向・・・人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

(施策の方向)

- ① 生活困窮者支援制度などの制度や仕組みを活用し、必要とされる支援を行います。
- ② ひとり親家庭に対し、世帯や子供の実情に応じたきめ細かな自立支援を行うとともに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困状況にある子供への教育支援を行います。
- ③ 貧困、高齢、障害等困難を抱えた女性が安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れつつ、市町ほか関係機関・団体と連携しながら取組を進めます。
- ④ 障害や国籍、性的指向や性同一性障害について、人権尊重の観点から教育・啓発等を進めます。

(具体的な施策)

- ①地域に住むすべての人に「居場所と出番」のある住民主体の地域づくりやサービス提供体制づくりに努めます。【地域福祉課】
 - ②市町、関係機関・団体と連携し、複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、包括的な支援を行いその自立を促進するため、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)*に基づく相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援等に取り組めます。【地域福祉課】
- *生活困窮者自立支援法・・・全国的な生活保護受給者、生活困窮層の増加等の現状を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため制定。平成27年4月施行
- ③市町、関係機関・団体と連携しながら、男女の均等な機会と公正な待遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、男性も含めた働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を進めます。【男女参画・県民協働課、雇用労働課】
 - ④子どもの貧困対策について、県の計画を策定し全庁的な取組を推進します。ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、市町、関係機関・団体と連携しながら、居住支援、子育ての支援や生活・健康に対する支援等を行います。【母子保健福祉課】
 - ⑤「佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立できるための支援を行います。【母子保健福祉課】
 - ⑥企業のニーズ把握に努め、今後とも就職に向けての職業訓練を実施し、母子家庭の母等が受講しやすいコースの設定にも努めます。【雇用労働課】
 - ⑦児童手当や児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けなど、経済的支援策も実施し、総合的な支援を展開します。【母子保健福祉課】
 - ⑧児童扶養手当については、市町、関係機関・団体と連携しながら父母が婚姻を解消した児童のほか、父母の障害、生死不明、遺棄などの状態にある児童の支給要件についても周知を図ります。【母子保健福祉課】
 - ⑨家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、生活

困窮世帯等の子供への学習支援や、幼児教育の段階的無償化に向けた取組、教育費に係る経済的支援の更なる充実、スクールソーシャルワーカー等の配置、地域における学習支援等に取り組みます。【母子保健福祉課、学校教育課】

⑩ひとり親家庭の子供は、親との離別等により精神的に不安定なことが多いことに配慮して、ひとり親家庭の親子への相談支援等を行います。【母子保健福祉課】

⑪社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実します。進路や就職に関する指導も含め、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について伝えるとともに、女性が、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進します。【まなび課、学校教育課】

⑫若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、新規学校卒業者への支援、中途退学者や未就職卒業者への対応、フリーターを含む非正規雇用で働く若者への支援等を行います。【雇用労働課】

⑬ニート、ひきこもりなど、困難を有する子供・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、複数の支援を組み合わせるなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行います。【学校教育課】

⑭「第6期さがゴールドプラン」を踏まえ、地域包括ケアの推進により、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。【長寿社会課】

⑮医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域における在宅医療・介護の連携を図ります。【長寿社会課】

⑯市町・関係機関・団体とともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)等を踏まえ、高齢者虐待防止の取組を進めます。【長寿社会課】

⑰市町・保険者における地域づくりを通じた効果的・効率的な介護予防の推進と高齢者の積極的な社会参加の推進を図ります。【長寿社会課】

⑱「第3次佐賀県障害者プラン」や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月施行)等を踏まえ、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を進めます。

す。【障害福祉課、文化課】

- ⑱障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)等を踏まえ障害者虐待防止の取組を進めます。【障害福祉課】
- ⑳男女問わず、障害者及び企業等のニーズを反映した訓練を実施し、就職につなげていけるよう今後も継続して取り組んでいきます。【障害福祉課(就労支援室)】
- ㉑男女問わず、障害者のICT活用能力を向上させる事業を実施し、障害者の生活の質を高め社会参加を促進します。【障害福祉課(就労支援室)】
- ㉒外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立などの困難に加えて、女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意しつつ、日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、法律や制度などについての多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親を持つ子供への支援等について、地域の実態を踏まえながら進めます。【国際経済・交流課】
- ㉓配偶者等からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、配偶者からの暴力に関する専門的知識を踏まえた通訳が可能となるような体制づくりを含め、適切な支援を進めます。【男女参画・県民協働課、佐賀県DV総合対策センター、母子保健福祉課、国際経済・交流課】
- ㉔性同一性障害などを理由として、また、男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合などについて、人権教育・啓発活動の促進や、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進めます。【男女参画・県民協働課、人権・同和対策課、学校教育課】
- ㉕「佐賀ユニバーサルデザイン推進指針 2015」に定めるHITOプロジェクト*の展開を通じて、ユニバーサルデザインの普及啓発を進めるとともに、年齢・性別・障害のあるなし・国籍等の違いにかかわらず、誰もが安心して暮らせる環境整備について、ハード・ソフト両面で促進します。【ユニバーサル社会推進グループ】

* HITOプロジェクト・・・佐賀県では、「多様な人々を理解し、思いやりのある広い心の人」(HITO)が、「ユニバーサルデザイン社会」の実現に向け行動する、様々な取組を総称して、「HITOプロジェクト」と位置付けている。なお「HITO」とは、Human(人間)、Intelligent(理解力のある)、Thoughtful(思いやりのある)、Open-minded(広い心の)の頭文字をと

ったもの。

(基本方向3)女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

重点目標(6) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

(現状と課題)

- ①すべての女性が生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要です。
- ②女性の活躍が進むことにより、女性だけでなく、男性にとっても仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながります。男女共同参画社会の実現のためには、引き続き、様々な分野における女性の活躍を進めていく必要があります。
- ③関係機関・団体との連携を強化するとともに、企業等における女性の活躍を産業施策として位置づけ、本県における女性の活躍の推進を図っていく必要があります。
- ④現状をみると、女性の管理職への登用や就業率が年々増加してきているなど多くの分野において女性の参画が進んできていますが、政策・方針決定過程への女性の参画を含めた女性の活躍は十分とはいえない状況が続いています。
- ⑤その原因の一つとして「夫は仕事、妻は家庭」といった固定的な性別役割分担意識、性差に対する偏見や様々な社会制度・慣行があると考えられます。一定程度、男女共同参画の考え方が浸透しつつあるものの、世代による差や男女差が認められます。
- ⑥働く場面においては、高度経済成長期を通じて形成されてきた男性正社員を前提とした長時間労働、女性の非正規雇用などを特徴とする働き方があり、女性が十分に活躍できない原因となっています。
- ⑦農林漁業や商工業などにおいて、従事する女性は、経営の担い手であり、社会・経営参画をする必要がありますが、農作業や家業等の他に、家事・育児・介護等の多くを担っている現状があります。そのため、男性の家事・育児・介護参画が求められます。
- ⑧生活の場面においても、これまで男性は家事・育児・介護等への参画や、地域社会への貢献、自己啓発への取組などが必ずしも十分では無かったと思われます。男性の家事、

育児、介護への積極的な参画が、女性活躍を進めるための大きな鍵と考えられます。

(施策の方向)

- ①家事、育児、介護、地域活動への参画についての意識啓発やセミナーなどを通じ、女性活躍推進に関する男性の理解促進や意識の改革を進めます。
- ②女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等の取組を促進するなど、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進等により女性の能力が発揮できるよう、意識啓発、情報提供、能力開発等の取組を進めるとともに、就業継続の支援に積極的に取り組みます。
- ③農林漁業・商工業において、女性部活動の取組等を支援し、女性の更なる活躍を進めます。

(具体的な施策)

- ①男女が長期的な視点に立ってそれぞれの人生を展望し、働くことを位置付け、女性が経済的に自立していくことの重要性について、男女を問わず、労働者、経営者、教育関係者など様々な立場の人々に対し、意識啓発を図ります。【男女参画・県民協働課、学校教育課、まなび課】
- ②女性管理職の育成や女性の就業継続に向けた、企業・事業所による研修の実施等を支援するとともに、男性経営者等の理解を促進し、企業・事業所における女性の活躍を応援する動きを支援します。【男女参画・県民協働課、雇用労働課】
- ③企業・事業所に対し、男女雇用機会均等法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年9月公布)の周知を図り、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)を推奨し、男性の育児休業等の取得しやすい環境づくりを進めるため、情報提供やセミナー等による意識啓発を行います。【男女参画・県民協働課】
- ④男性の家事や育児参画意識を高め、女性の活躍を支える、佐賀の男ディ(ダンディ)事業に取り組みます。【男女参画・県民協働課】
- ⑤短時間正社員制度など本人のライフスタイルに応じた多様な働き方の普及・啓発を図ります。【雇用労働課、情報業務・改革課】
- ⑥育児・介護等により就業を中断する女性が多い現状を踏まえ、いったん離職した女性の

職業訓練など、再就職支援の充実を図ります。【雇用労働課】

- ⑦就業を希望する女性に対し、県のホームページ上に専用サイトを設け、女性への就職支援の情報を一元的に提供します。【雇用労働課】
- ⑧起業を目指す女性に対して、起業に関する知識・手法に関する情報や学習機会の提供など、支援の充実を図ります。【男女参画・県民協働課、新産業・基礎科学課、商工課】
- ⑨農林漁業や商工業において、女性に偏りがちな家事・育児・介護等の負担を男女で分かち合うため、家族一人ひとりがお互いを尊重し合い、評価し合うとともに、固定的な性別役割分担意識、慣行、慣習などを見直していくよう啓発に努めます。【商工課、農産課、水産課】
- ⑩農山漁村の地域資源を生かした生産・加工・販売等の起業支援や女性が働きやすい就業条件・労働環境の整備などの取組を支援します。【男女参画・県民協働課、農産課、水産課、商工課】
- ⑪農業及び漁業における「家族経営協定」の普及活動を進めるとともに、協定の締結や内容の改善に向けて助言を行います。【農産課、水産課】
- ⑫女性農業者等の経営発展に意欲がある農業者に対する雇用型経営や、経営の複合化・法人化・多角化などの企業的な農業経営の発展に関する研修(スキルアップ研修)等を実施します。【農産課、林業課】
- ⑬EC(ネット通販)を含む新規出店や、ICTを活用した販売促進に積極的にチャレンジする若者や女性商業者を中心とした新たな世代への商業者への支援を行います。【商工課】
- ⑭CSOと連携し、育児・介護等の経験を生かした地域活動への参画等、女性が中心となって地域の課題を解決する活動を一層推進します。【男女参画・県民協働課】
- ⑮「佐賀県人材育成基本方針」に掲げる各施策等の積極的活用・推進による意欲ある女性職員の積極的な登用の推進を図ります。【職員課、教職員課、人材育成・組織風土グループ、自治修習所】

重点目標(7) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

(現状と課題)

- ①国政も地方の議会においても、女性議員が少ない現状があります。
- ②自治会長やPTA会長、また、農業委員や生産組合の役員、農協、漁協の理事などは男性に偏りがちで、政策・方針決定過程へ女性が参画しにくい状況があります。
- ③指導的立場に立つ女性の好事例の不足による不安・孤立、さらには、長時間労働を前提とした勤務への躊躇など、労働環境の整備が不十分であることや配偶者をはじめ家族の理解不足などにより、女性自身が企業・事業所において指導的立場に立つことを敬遠する傾向も見られます。
- ④あらゆる場面において、男女を問わず、「男性優位」の意識が残っており、経営者側のポジティブ・アクションに対する理解不足、固定的な性別役割分担意識が、管理職への女性の参画が進展しない要因の一つとなっています。
- ⑤防災分野においても、災害時における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点への配慮が不可欠です。男女共同参画の視点を取り入れた対策・対応を行うためには、地域防災計画等の各種計画や対応マニュアルの策定・修正の決定過程、消防団、自主防災組織等の地域防災活動への女性の参画が必要ですが、まだ十分に確保されていません。

(施策の方向)

- ①「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」との国の目標を念頭に置き、女性の参画促進の重要性・必要性についての理解の促進と、固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、政策・方針決定過程への女性の参画促進を引き続き事業所・団体等へ働きかけます。
- ②特に、女性の参画が少ない事業所・団体等に対しては、女性活躍の重要性、ポジティブ・アクションの推進を働きかけるとともに、女性自身の意識・行動改革を図っていきます。
- ③女性の活躍推進は、将来的に、各々の企業・事業所の組織活性化にも必要であり、本県の地域経済、地域活性化のための本県企業の競争力強化にもつながります。そのため、女性の役員・管理職の育成や女性の就業継続に向けた、企業による研修の実施等

を支援するとともに男性経営者等の理解促進などを推進し、女性の活躍を応援する取組を支援します。

- ④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年9月公布)に定める事業主行動計画の策定対象外の中小企業・事業所においても取組が促進されるよう、インセンティブの付与や、経営者層や教育機関での女性活躍に関する理解促進などの取組について支援します。
- ⑤農林水産業、商工業において、女性が男性の対等なパートナーとして経営や方針決定に参画できるようにするため、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上に向けた取組を支援します。
- ⑥農協の理事等への女性の参画状況を確認し、積極的な登用をするよう促進していきます。
- ⑦教育機関において、女性の能力発揮が組織の活性化に不可欠という認識の醸成を図り、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。
- ⑧地域防災計画等の各種計画や対応マニュアルの策定・修正の決定過程、消防団、自主防災組織等の地域防災活動への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点が適切に反映される防災体制づくりに取り組んでいきます。

(具体的な施策)

- ①女性の能力発揮が、それぞれの事業所・団体等や地域の活性化に不可欠であるという認識の醸成を図るとともに、女性の参画状況についての調査、公表、好事例の情報発信を行います。【男女参画・県民協働課】
- ②一人ひとりが自分にあった生き方をイメージし、それを実現させようとする意思を持てるように、様々な働き方やキャリア形成に応じた身近な好事例を発掘し、積極的に発信します。【男女参画・県民協働課】
- ③県の各種審議会等への女性の参画促進(40%以上)及び女性委員のいない審議会等の解消に取り組みます。【男女参画・県民協働課、全部局】
- ④市町の各種審議会や農業委員及び農協・漁協等の理事等における積極的な女性の参画促進に向けた取組が推進されるよう働きかけるとともに、情報提供等の支援を行います。

す。【男女参画・県民協働課、生産者支援課、農産課、林業課】

- ⑤「女性の活躍推進佐賀県会議」の会員登録、自主宣言企業や県内経済団体等と連携し、女性の活躍の重要性に関する理解の促進、企業への情報提供、管理職候補者となる女性職員の養成等の取組を支援します。【男女参画・県民協働課、雇用労働課】
 - ⑥商工業・農林漁業や農山漁村における、政策・方針決定過程への女性参画の拡大や、女性の経済的地位の向上など、女性が活動しやすい環境づくりを促進します。【農産課、水産課、林業課】
 - ⑦事業所や自治会、PTAなど各種団体等に対し、実施主体の特性に応じた実効性のあるポジティブ・アクションの取組について強く働きかけるとともに、情報提供等を積極的に行います。【男女参画・県民協働課】
 - ⑧CSO活動における女性リーダー等の人材育成研修等を開催します。【男女参画・県民協働課】
 - ⑨県の防災会議については、県の審議会等への女性委員の参画率の目標(40%以上)を維持するよう、引き続き関係機関への説明、要請等に取り組みます。【消防防災課】
 - ⑩各種研修会等を通じて、防災分野での男女共同参画の視点や、地域防災活動への女性の参画の重要性についても啓発します。【消防防災課、男女参画・県民協働課】
 - ⑪公務員の成績主義*の原則を前提としつつ、県における女性職員(教職員を含む)において、職域拡大や研修等を通じて、管理職における女性の参画の拡大を強力に推進します。【職員課、教職員課、人材組織・風土グループ、自治修習所】
- * 成績主義・・・職員の任用(採用、昇任等)は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。(地方公務員法)
- ⑫テレワークなど多様な働き方を実現し、県の女性職員が仕事と家庭生活との両立を図りながらキャリアアップできる環境づくりを進めるとともに、管理職に対する意識改革を進めるなどして、女性職員の登用に積極的に取り組んでいきます。【情報・業務改革課、職員課】

⑬女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年9月公布)に基づき、県は、特定事業主行動計画を策定・公表し、計画の内容を推進します。【職員課】

重点目標(8) 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

(現状と課題)

- ① 少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティの推進につながり、本県の地域社会・経済の持続可能な発展や企業の活性化という点からも、極めて重要です。
- ② しかしながら、現状をみると、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進が、男性にとっても、事業所にとっても、有益であることは理解されておらず、男性社員を中心とした長時間労働の見直しが進んでいない状況です。
- ③ 本県は、女性の就業者数の割合(H22年 45.7%)*や共働き世帯の割合(H22年 51.1%)*が高いことから、仕事と子育て・介護の両立を図ることが重要です。そのために、男女ともに短時間勤務等の柔軟な働き方を推進するとともに、育児・介護休業を利用しやすい環境整備を促進するなどの施策を進めていく必要があります。

* 統計数値は平成 22 年度国勢調査結果による。

- ④ 子どもが病気の時でも仕事を休むことができない親が多く、病児保育・病後児保育を行う施設や事業所内保育所の整備が求められます。また、保育所の保育時間を延ばすだけでは問題は解決せず、長時間労働など働き方そのものを見直すことが重要です。
- ⑤ 仕事と生活の両立支援制度が規定されている事業所においても、育児休業を取得する男性は非常に少なく、また、女性の育児休業取得は進んでいるものの、依然として、出産・育児に際して就業を中断する女性が多い状況です。そのため、まずは、制度が利用しやすい環境づくりを進めるとともに、積極的な取得のための男性に対する意識の啓発が必要です。
- ⑥ 介護休業のニーズが増えていますが、介護は育児よりも長期に及ぶため、就業を中断すれば、復職が困難になる場合があります。また、子育ての時期と親などを介護する時期が重なるケースも増えつつあります。
- ⑦ 県内企業の現状は、育児休業等の制度はあるものの、取得割合は低く、また有給休暇の取得率も低い状態であるなど、仕事と家庭の両立が必ずしも容易ではない状況であることから、労働者の健康維持やワーク・ライフ・バランスが実現できる労働環境を整備す

ることが必要です。あわせて、若者の非正規雇用の割合を是正するための支援や、障害者やニート等が積極的に社会に参画し、活躍できる取組も必要です。

- ⑧家庭の状況を見ると、男性の家事・育児への参画が進んでおらず、父親同士が交流する機会を設け、相互に男女共同参画を啓発し合うことに対する支援が必要です。
- ⑨これまで、高齢者福祉や子育て、環境活動等、多様な地域活動は、地域の女性の力に負うところが大きかったものの、自治会・町内会やPTA等、地域団体における会長などの役職については、中高年の男性がその多くを占めています。そのため、女性や若い世代の男性など多様な住民が地域活動に参画するとともに、女性がリーダーとして活動に参画するよう支援することが必要です
- ⑩公民館や学校を地域の資源として十分に活用できていません。また、地域における男女共同参画の推進を図る役割を担うことができる公民館の職員等に対する、男女共同参画の啓発が十分であるとは言えません。
- ⑪県内で多くを占める農山漁村をみると、例えば、基幹的農業従事者の約4割は女性が占めており、また、地域の農産物・海産物などの資源を活用した付加価値の高い商品・サービスの開発などによる地域活性化が求められる中、多様な視点の一つとして女性の視点を盛り込むことは不可欠です。
- ⑫女性が働きやすい作業環境の整備や就農支援、育児・介護等に関わる男女の負担の軽減など農山漁村におけるワーク・ライフ・バランスや、固定的な性別役割分担意識とこうした意識に基づく行動の変革に向けた取組が必要です。
- ⑬防災・復興の分野においては、男女共同参画の視点を踏まえた防災体制を確立する必要があります。
- ⑭また、災害復興時には、固定的な性別役割分担意識に基づき、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災の取組を進めるにあたっては、男女のニーズ・役割の違いを把握して進める必要があります。

(施策の方向)

- ①男女を問わず、仕事と家庭・地域生活のバランスの取れたライフスタイルが実現できるように、子育てや介護の支援の充実を図るとともに、事業所・団体等と連携し、働き方の見直し等の環境整備、特に男性が育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりを進め

ていきます。

- ②女性が働きつづけること、社会で活躍することは、男女共同参画社会の実現のほか、少子高齢化が進展する社会における活力維持に大いに寄与するものです。意識啓発と職場環境の整備を両輪として施策の展開に取り組みます。
- ③家庭・地域における男女共同参画の実践促進に向けた意識啓発を進めるとともに、CSO等との連携強化により、子育てや介護を支え合う環境づくりの推進や実践拡大を図っていきます。
- ④働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の削減や生産性の向上に向けた効率的な働き方の見直しを推進します。また、ライフイベント(人生における就学、就職、結婚、出産・子育てなど、生活上のさまざまな出来事)に対応した多様で柔軟な働き方の実現を目指し、企業・労働者・行政が一体となって、労働時間短縮などのワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
- ⑤子育てをしながら就職を希望する女性への就活の支援を行います。
- ⑥労働者が安心して働くことのできる労働時間短縮等の労働環境改善への意識の醸成を図ります。
- ⑦事業所の労働環境改善に向けた取組が進むよう、取組事例等を収集し、その成果や課題等の情報を発信しながら、より使いやすい仕事と育児・介護の両立支援制度整備のための「一般事業主行動計画」の策定や見直し、就業規則等の変更助言などに取り組みます。また、自営業等における就業環境の整備を進めます。
- ⑧小学4年生以上の児童受入を市町が円滑に実施できるよう、実施場所や支援員の確保に向けて引き続き支援を行い、放課後児童クラブを利用できない児童の解消を図ります。
- ⑨医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、地域における在宅医療・介護の連携を図ります。
- ⑩地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、地域の活動に男女ともに多様な年齢層の参画を促進し、地域活動における

男女共同参画を推進します。また、PTA、自治会・町内会など、地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、地域活動に、男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけます。

⑪農山漁村における固定的な性別役割分担意識とこうした意識に基づく行動の変革を促進します。また、女性が過重な負担を負うことがないよう、働きやすい作業環境の整備や就農支援を進めるとともに、育児・介護等に関わる男女の負担の軽減など農山漁村におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進します。

⑫被災時に家庭的責任が女性に集中することのないよう、平時から、固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。

(具体的な施策)

①ワーク・ライフ・バランスが、事業所や経済社会の活性化や、個人の生活の充実につながるものであることを強調し、効果的な意識啓発に努めます。【男女参画・県民協働課、こども未来課、雇用労働課】

②男女の多様なライフスタイルに対応した子育て・介護に対する相談支援体制の整備と情報提供等の支援を行います。【こども未来課、長寿社会課、母子保健福祉課】

③事業所・団体等における管理職等の意識啓発の取組を推進するとともに、両立支援制度の積極的な取得に向けた男性に対する意識の啓発を図ります。【男女参画・県民協働課、こども未来課】

④長時間労働の抑制や年次有給休暇、育児・介護休業の取得促進とともに、短時間勤務、テレワーク等、多様な働き方ができる勤務制度の導入など、職場環境の整備を促進するよう啓発していきます。【雇用労働課】

⑤企業が主体的にワーク・ライフ・バランスを推進することができるよう、生産性の向上に向けた効率的な働き方や妊娠・出産・育児期における職場での配慮の在り方、年次有給休暇の取得促進等に関し、指針や好事例を提供するとともに、これらに積極的に取り組む企業を支援します。【雇用労働課、男女参画・県民協働課、情報業務・改革課、医務課、建設・技術課】

⑥妊娠や出産等により離職後、再就職するにあたって、ブランクや家庭との両立への不安等がある子育て世代の就活をサポートし、産業人材としての復帰に向けて後押しします。

【雇用労働課】

- ⑦企業等への専門家派遣による、法定以上の仕事と育児の両立支援制度の導入等に関する助言・提案を行います。【雇用労働課】
- ⑧子育て・介護等との両立が可能な職業訓練（公的職業訓練における短時間訓練コースや訓練受講の際の託児サービス支援の推進）や職業紹介の実施、各種助成金の活用や中小企業の人材確保のための女性（主婦等）等多様な人材と中小企業とのマッチングから定着までの一貫支援など、子育て・介護等との両立やキャリアブランクに配慮した多様な再就職等の支援を推進します。【雇用労働課】
- ⑨次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定の促進を事業所等に働きかけていきます。【こども未来課、雇用労働課】
- ⑩「佐賀県次世代育成支援地域行動計画」に基づき、保育所や幼稚園、放課後児童クラブ、病児・病後児保育施設における子育て支援を拡充するとともに、子育て家庭への情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。【こども未来課】
- ⑪引き続き、預かり保育や地域の子育て力向上等を目的とする事業を実施する園を支援していきます。待機児童等の解消に向け施設改修やクラブの新設への補助制度を市町に積極的に活用してもらうように促すとともに、放課後児童クラブで児童を支援する者の質の向上を図るため、放課後児童支援員を養成する認定研修を実施します。【こども未来課】
- ⑫建設業者施行能力等級評定の加点評価項目に、子育て応援宣言事業所の登録を加えたなど、今後も、子育て応援宣言企業登録数が増加するよう工夫しながら取り組んでいきます。【こども未来課】
- ⑬男女共同参画社会実現推進の牽引役である県が率先して、仕事と家庭、地域生活の両立がしやすい職場となるよう環境整備を進めます。【男女参画・県民協働課、職員課】
- ⑭男性の家事・育児や地域活動への参画を促進するため、CSOや公民館等と連携し、情報や学習機会の提供を行います。【男女参画・県民協働課、まなび課、環境課、学校教育課（保健体育室）】
- ⑮理事などの役員が特定の性に偏っているCSOに対し、男女双方への参画促進を働きか

けます。【男女参画・県民協働課】

- ⑩職場や家庭・地域生活において活躍する男女の好事例の発掘を行い、積極的に情報発信し、男女のプラスワン活動を推進します。【男女参画・県民協働課】
- ⑪農山漁村に暮らす男女が、女性の役割を適正に評価し、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自分自身で設計・実現していくことができるよう、啓発活動、情報提供、研修の充実を図ります。【農産課、水産課、男女参画・県民協働課】
- ⑫経営の多角化・複合化や6次産業化が進展する中で、生産と育児・介護等との両立やライフスタイルの確立を支援するため、男女のワーク・ライフ・バランスや健康管理への配慮を含む家族経営協定の締結、子育てネットワーク活動や育児・介護にあたる女性の支援、農山漁村における男性の家事・育児・介護等へ理解促進を推進します。【農産課、水産課、男女参画・県民協働課】
- ⑬「農山漁村女性の日」の活動等を通じ、農林漁業関係団体と連携して、男女共同参画社会の形成に向けた社会的気運の醸成を図ります。【農産課、水産課、男女参画・県民協働課】
- ⑭県や市町の地域防災計画や災害に関する各種対応マニュアル等の策定・修正にあたっては、男女共同参画の視点を踏まえた被災者ニーズや支援活動のあり方を検討し、反映されるよう配慮します。また、防災の現場における男女の参画を進めます。【消防防災課、男女参画・県民協働課】
- ⑮固定的な性別役割分担意識の解消など、防災・復興対策に男女共同参画の視点が適切に反映されるよう、日頃から、各種研修会等を通じた啓発に取り組みます。【消防防災課、男女参画・県民協働課】
- ⑯庁内において、育児休業中の県職員の交流や職場復帰に向けた不安解消のため、引き続き事業を実施していきます。【職員課】
- ⑰庁内において、引き続きテレワークを推進することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を図っていきます。【情報・業務改革課】

第4部 推進体制

男女共同参画社会の実現に向け施策を推進するにあたっては、行政や事業所などにおいて、教育、労働、保健福祉など広範かつ多岐にわたる取組を総合的かつ着実に推進することが重要です。

このため、県の推進体制を強化するとともに、市町、県民及び事業所との連携・協働も強化する必要があります。

このことについては、佐賀県男女共同参画推進条例第15条において、「県は、男女共同参画施策を推進するため、県の推進体制を整備するとともに、市町、県民及び事業者との連携を図るものとする。」と明記しています。

また、同条例第5条及び第6条において、県民及び事業者に対して、男女共同参画の推進及び県が行う施策への協力を責務として掲げています。

1 県における推進体制の強化

あらゆる分野の施策に男女共同参画の視点を反映させるため、関係部局が連携し、施策を総合的かつ着実に推進する機能・体制の強化を図ります。

① 男女共同参画推進会議の機能強化

「佐賀県男女共同参画推進会議」(知事を会長とし、副知事、教育長、全本部長等で構成)を通して、男女共同参画に関する各本部局間の連携の強化を図り、施策を着実に推進します。

② 県立男女共同参画センターの機能強化

県立男女共同参画センターは、男女共同参画推進の要となる拠点として、男女共同参画に関する情報提供や、人材育成、相談、調査・研究など、市町や事業所、地域の男女共同参画ネットワーク・CSO等の活動を支援し、また、これらの団体間や関係機関・大学等との連携・協働を促進するなど、男女共同参画施策を有機的に推進します。

特に、地域における女性活躍推進の人材発掘・育成の拠点として、男女共同参画を推進する人材の育成、地域のあらゆる分野における女性リーダーの育成等を行うとともに、育成した人材のネットワーク化を支援します。

③ 男女共同参画推進審議会による調査審議

男女共同参画施策の推進について調査審議するため設置された、有識者や公募委員からなる佐賀県男女共同参画推進審議会において、本計画の推進状況の検証・確認、現

状の把握・分析をし、年次報告として公表します。また、本計画の見直しのほか、男女共同参画施策の推進に関して必要な事項については、審議会の意見を聞くなど、連携をとりながら施策を推進します。

④ 県の施策に対する苦情への対応

性別による人権侵害や県が実施する施策についての男女共同参画の視点からの苦情については、男女参画・県民協働課及び県立男女共同参画センターが窓口となり、必要に応じて男女共同参画推進審議会の意見を聞き、また、県の他の相談機関や国の行政機関と十分な連携を図りながら、適切に対応します。なお、第三者による苦情処理機関の必要性については、調査・研究し、男女共同参画推進審議会において検討します。

⑤ 庁内における男女共同参画に関する取組の推進

「佐賀県職員男女共同参画推進行動計画」及び「同計画ガイドライン」に基づき、職員に対する研修や情報提供の充実、セクハラ相談対応、男性職員の育児休業等取得の促進、女性職員の職域拡大と管理職への登用促進など、男女がともに働きやすい職場環境づくりに努めるとともに、公的広報ガイドラインの周知など、庁内における男女共同参画の理解を促進し、その視点に立った施策を推進します。

2 市町との連携強化

県民にとってより身近な市町との連携を強化し、市町の基本計画に沿った取組を支援するなど、地域の実情に応じた効果的な施策の展開を図ります。

- 首長自らが男女共同参画の必要性についての理解を深めることが不可欠であり、様々な機会を通して、市町長へ働きかけます。
- 市町における男女共同参画施策が総合的かつ効果的に推進されるよう、専門部署や庁内推進組織、諮問機関の設置など推進体制の整備を働きかけます。
- 情報提供や会議、研修会、広報・啓発などを通して連携を強化し、県内全市町で、地域の実情に応じた施策が推進されるよう働きかけます。

3 事業所、CSO等との協働強化

事業所や関係機関・団体、男女共同参画ネットワーク・CSO等との連携、協働体制を充実するとともに、各団体の推進活動の活性化やネットワークづくりを支援します。

① 男女共同参画推進連携会議の充実

社会のあらゆる場で県民の男女共同参画推進の取組が促進されるよう設置した、男女共同参画推進連携会議の開催を通じて、構成メンバーの事業所や経済・福祉等の関係機関・団体に対し男女共同参画意識の醸成を図るとともに、情報提供等により、男女共同参画推進に向けた取組を働きかけます。

② CSOとの協働強化

男女共同参画社会の実現に向けて、女性団体をはじめ、男女共同参画に関する様々な分野で、独自の視点に立って自主的な活動を展開しているCSOの果たす役割は重要です。

地域において男女共同参画を推進する人材の育成やCSO活動の活性化に必要な情報・学習機会の提供などの支援を行うとともに、国際交流・協力を通じた男女共同参画の推進など、CSOとの協働での取組を幅広く展開していきます。

③ 女性の活躍推進佐賀県会議との連携

女性の活躍により企業の発展及び地域経済の活性化を図るとともに、女性が能力や感性を発揮し、生き生きと働き続けられる社会づくりを行うことを目的として設置された女性の活躍推進佐賀県会議と連携して、同会議の重点活動である、女性管理職比率・数等の目標設定、女性の能力・意欲の向上、女性が活躍しやすい環境整備に努めます。

4 国、都道府県との連携強化

男女共同参画に関わる課題は、広範かつ多岐にわたり、本県だけでは解決が難しい場合も多く、国の機関との連携が不可欠であるため、国に対して施策の充実や適切な情報提供を求めています。

また、他の都道府県と情報を共有することにより、より効果的な施策の展開を図ります。

参考資料

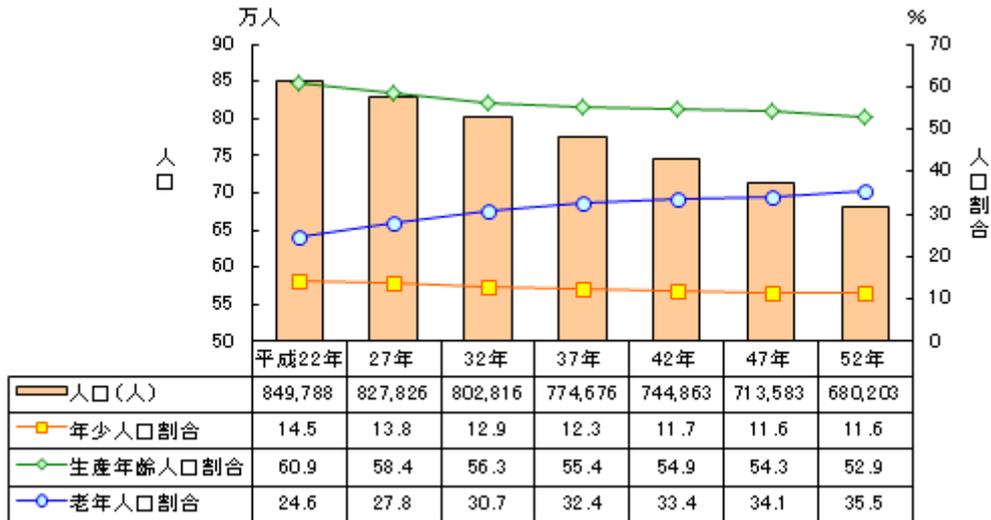
- **社会経済情勢の変化**

1. 少子・高齢・人口減少社会の進展 図表 1・2・3
2. 家庭形態の変化 図表 4
3. 地域社会の変化 図表 5
4. 就業構造の変化 図表 6・7・8・9・10
5. 暴力の多様化 図表 11

- **県民の意識の変化**

1. 結婚・家庭について 図表 12・13
2. 子育てと教育について 図表 14
3. 職業について 図表 15・16・17
4. 男女の人権等について 図表 18・19・20・21
5. 県立男女共同参画センター「アバンセ」について 図表 22・23・24
6. 男女共同参画社会について 図表 25・26・27・28

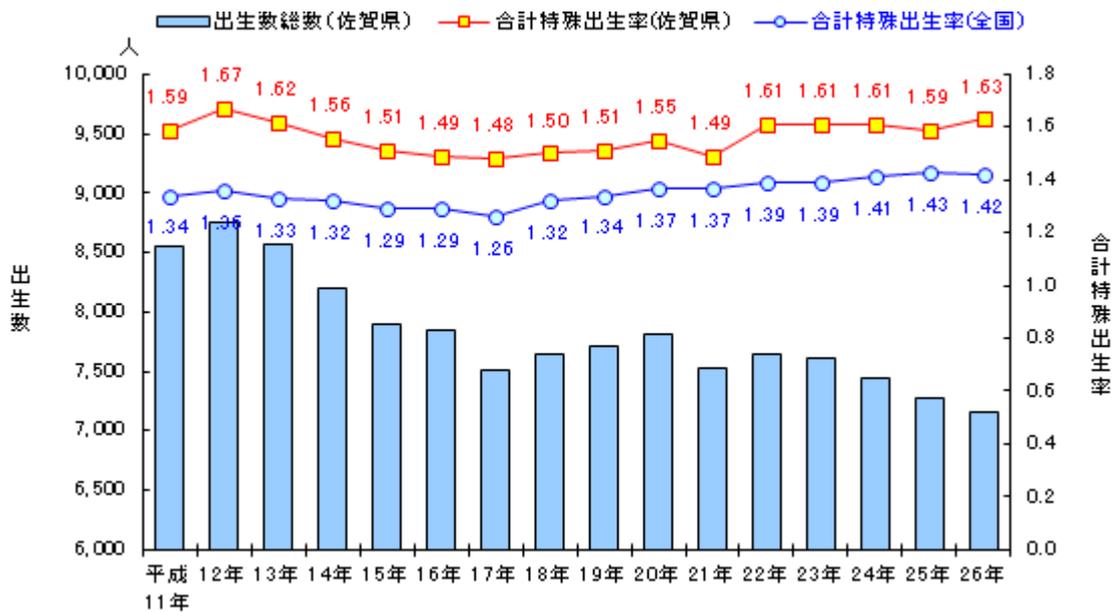
図表1 将来推計人口(佐賀県)



資料:国立社会保障・人口問題研究所

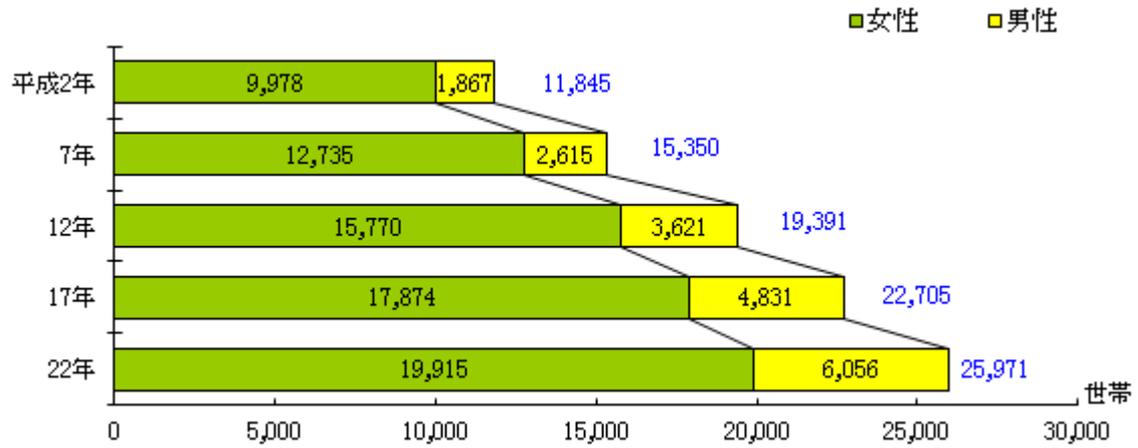
「都道府県別将来推計人口」(平成 25 年 3 月推計)

図表2 出生数・合計特殊出生率の推移(佐賀県・全国)



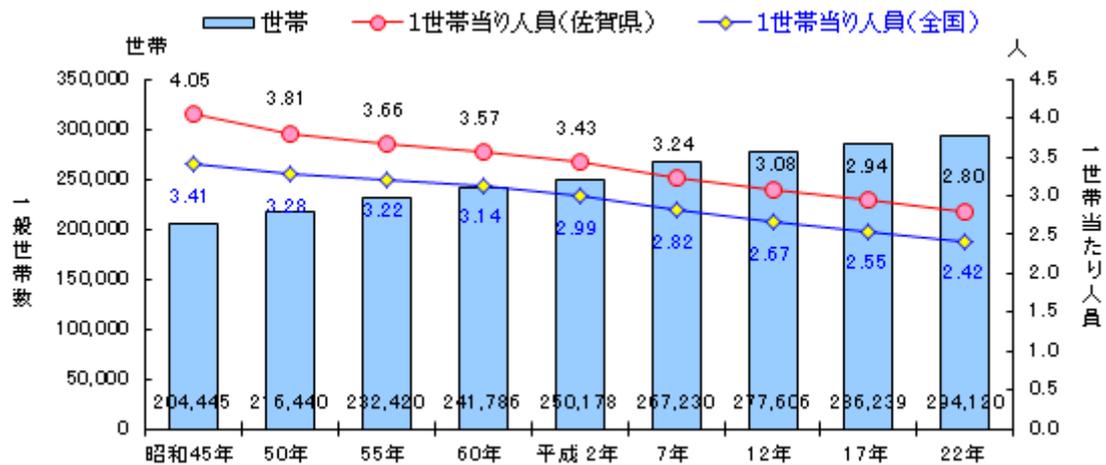
資料:厚生労働省「人口動態統計調査」

図表3 男女別高齢単独世帯数の推移(佐賀県)



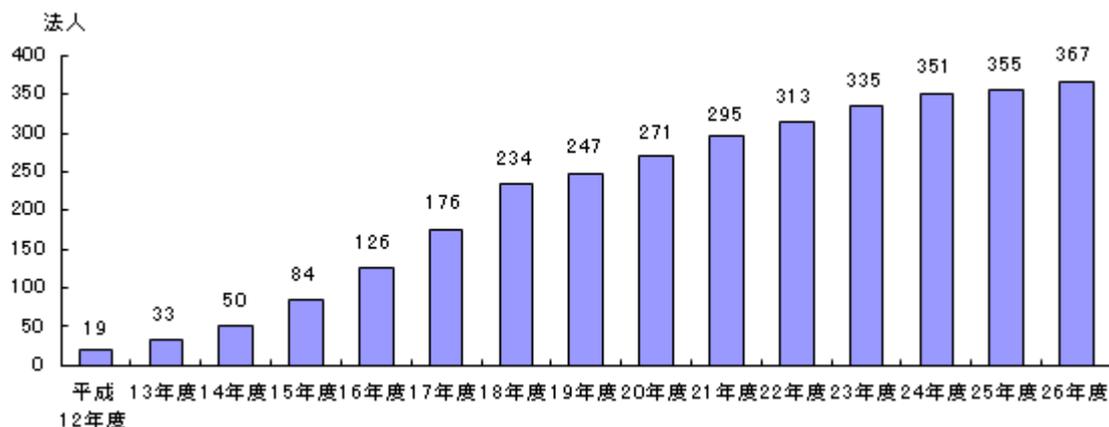
資料:総務省「国勢調査」

図表4 世帯数(一般世帯数)、1世帯当たり人員の推移(佐賀県・全国)



資料:総務省「国勢調査」

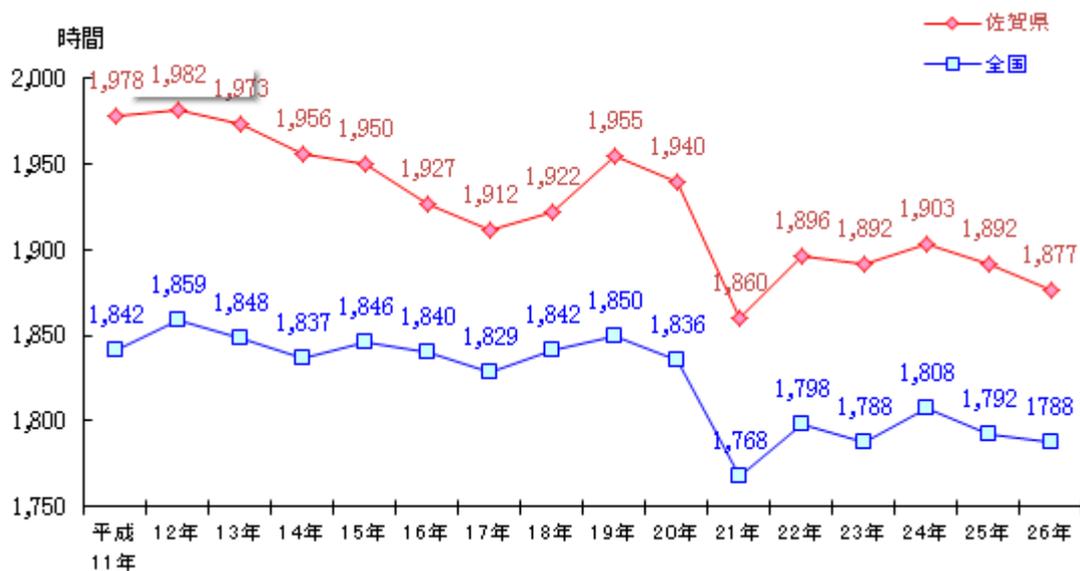
図表5 NPO 法人数(佐賀県)



注)各年度末時点

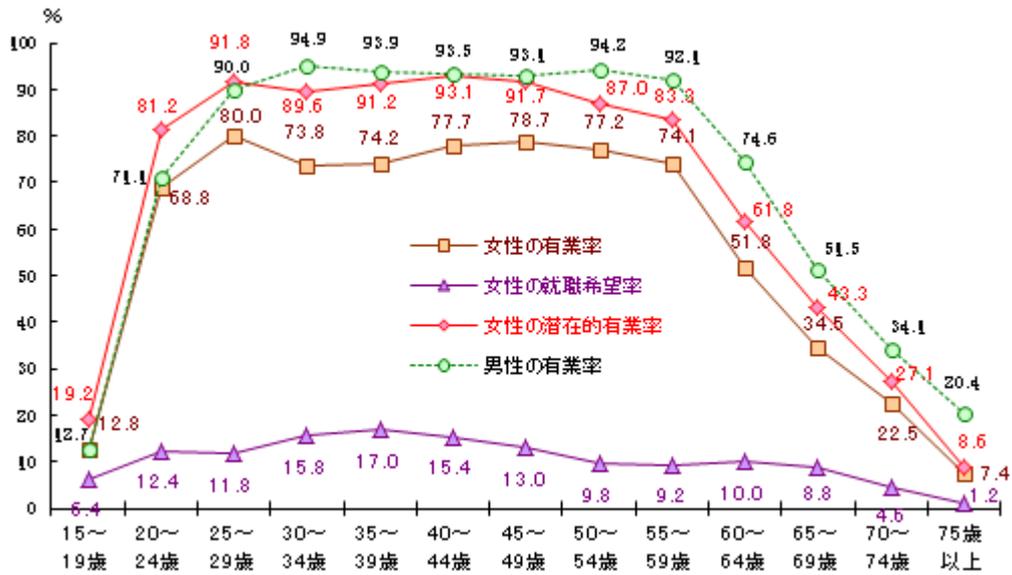
資料:佐賀県男女参画・県民協働課調べ

図表6 労働者1人当たり年間総実労働時間(佐賀県・全国)



資料:厚生労働省「毎月勤労統計調査」

図表7 年齢階級別労働力率(佐賀県)



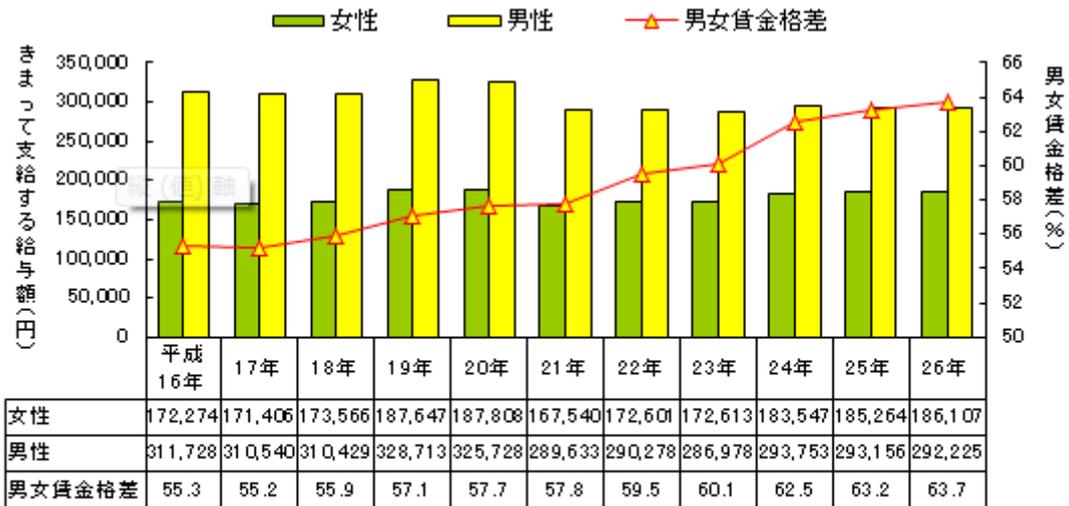
資料:総務省「平成24年就業構造基本調査」

図表8 雇用者総数(役員を除く)に占めるパート雇用の割合(佐賀県)

	総数 (人)	正規 雇用者 (人)	割合	非正規雇用者					
				パート 雇用者 (人)	割合	その他 (人)	割合	計 (人)	割合
女性	168,900	83,700	49.6%	55,000	32.6%	30,200	17.9%	85,200	50.4%
男性	173,100	138,600	80.1%	6,000	3.5%	28,500	16.5%	34,500	19.9%
総数	342,000	222,300	65.0%	61,000	17.8%	58,700	17.2%	119,700	35.0%

資料:総務省「平成24年就業構造基本調査」

図表9 きまって支給する給与額の男女賃金格差(佐賀県)



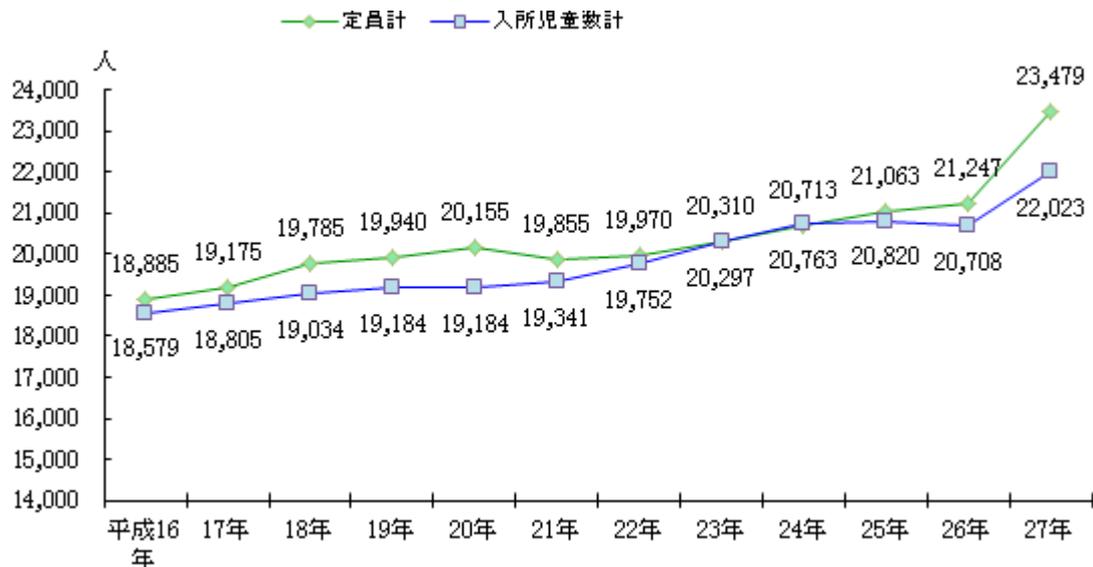
注) *事業所規模30人以上

*調査対象事業所は、おおむね3年ごとに抽出替え(事業所の入れ替え)を行っている。

*H24年1月分調査の際、抽出替えを行っている。

資料:県統計調査「毎月勤労統計調査地方調査」

図表10 保育所入所定員と入所児童数(佐賀県)



注)各年4月1日現在

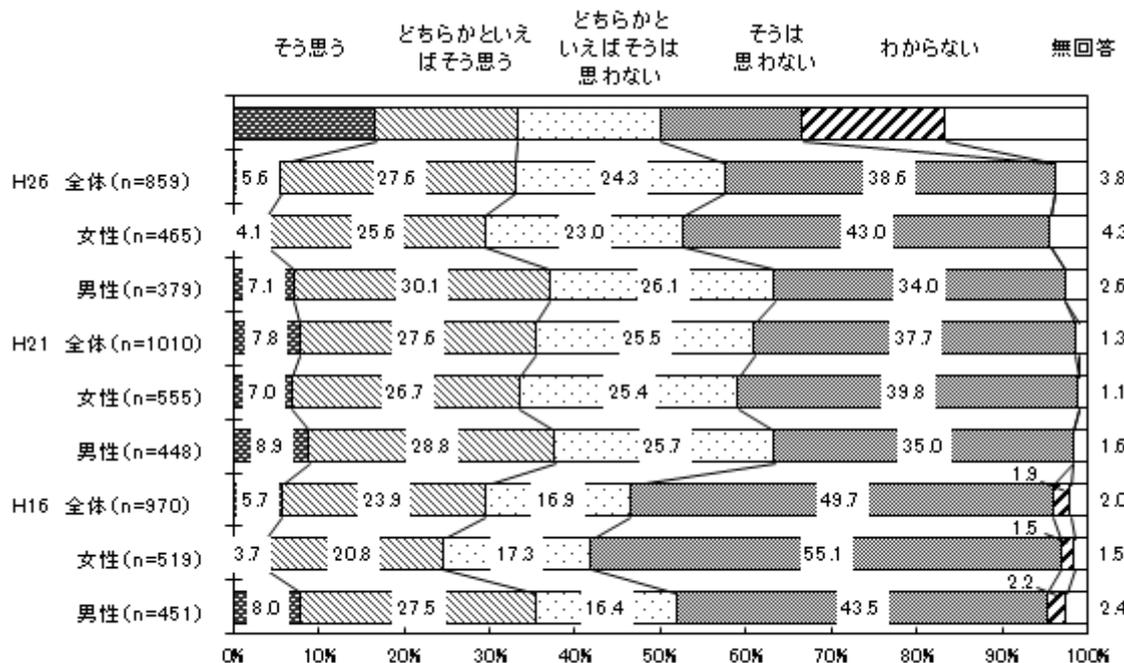
資料:厚生労働省 福祉行政報告例

図表11 配偶者暴力相談支援センターへの相談状況(佐賀県)

	件数	被害者の年齢							加害者との関係				
		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	配偶者			離婚済	交際相手
									届出あり	届出なし	届出有無不明		
平成16年度	1,143	4	151	409	320	114	124	21	1,021	50	9	63	
17年度	1,302	13	192	420	369	104	73	131	1,015	89	4	104	
18年度	1,074	11	253	444	131	88	58	89	886	81	15	92	
19年度	993	0	289	250	210	111	27	106	826	62	5	100	
20年度	1,465	6	252	441	359	121	93	193	1,233	81	2	149	
21年度	2,008	13	258	886	394	170	91	196	1,723	125	1	159	
22年度	1,818	11	266	693	454	170	58	166	1,486	173	1	158	
23年度	1,799	2	306	523	471	221	70	206	1,491	57	16	156	79
24年度	1,519	13	163	457	448	175	89	174	1,248	50	1	163	57

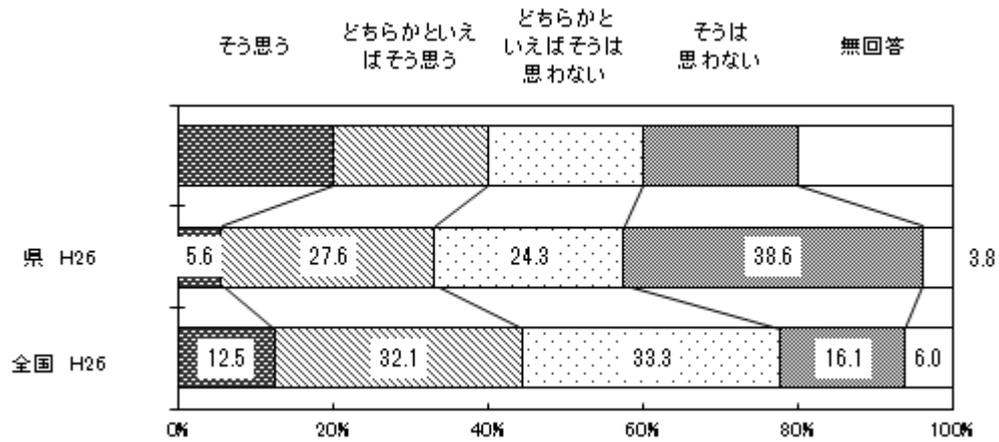
資料:配偶者暴力相談支援センター

図表12 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった性別役割分担意識について

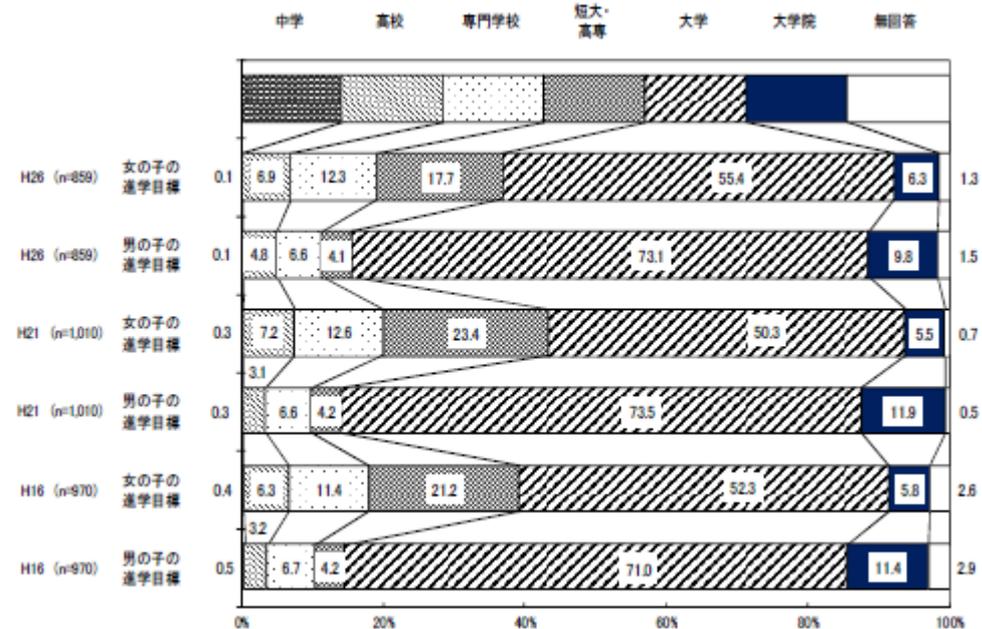


※「わからない」：H21調査、H26調査には選択肢なし

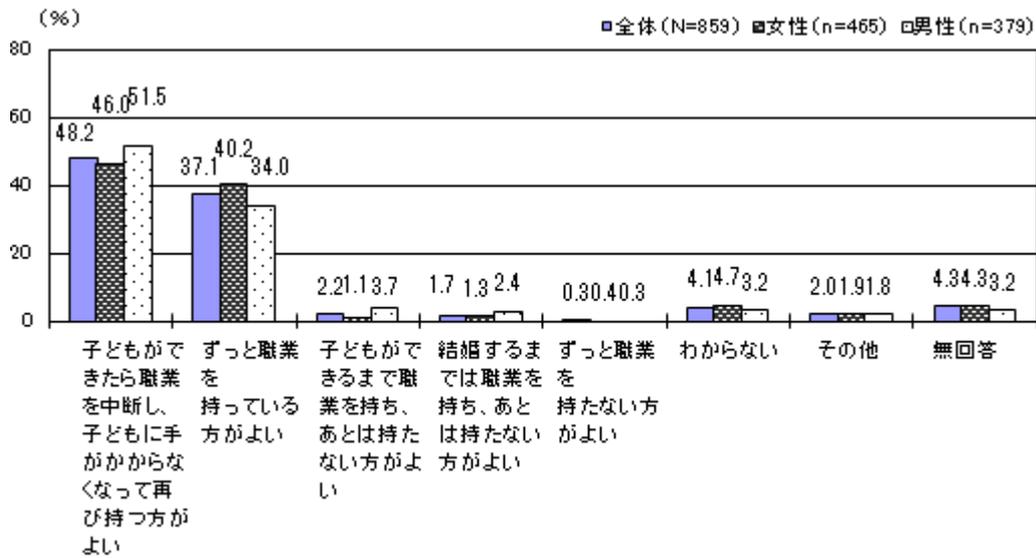
図表13 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった性別役割分担意識
 (について:全国調査との比較)



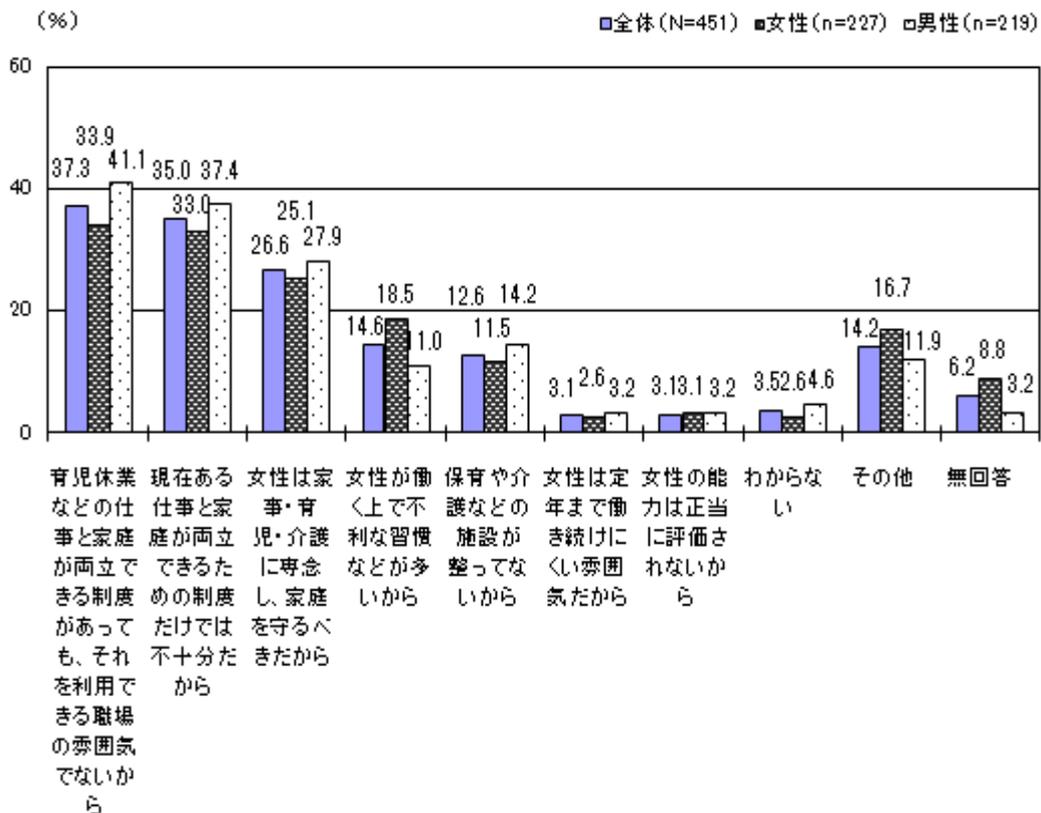
図表14 子どもの進学目標



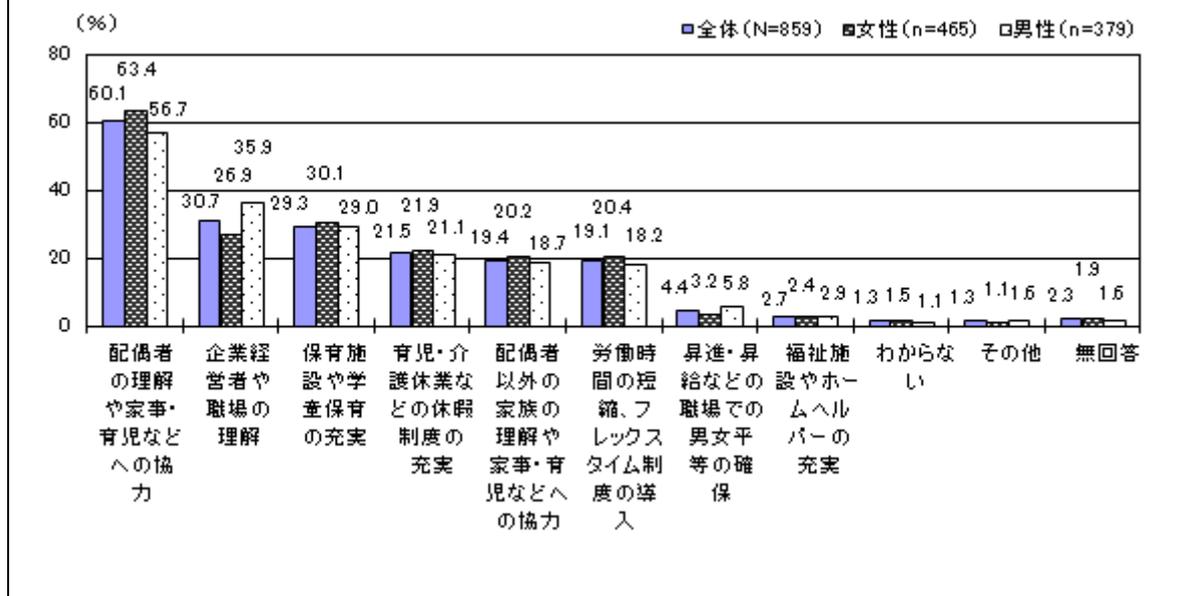
図表15 女性の就業について



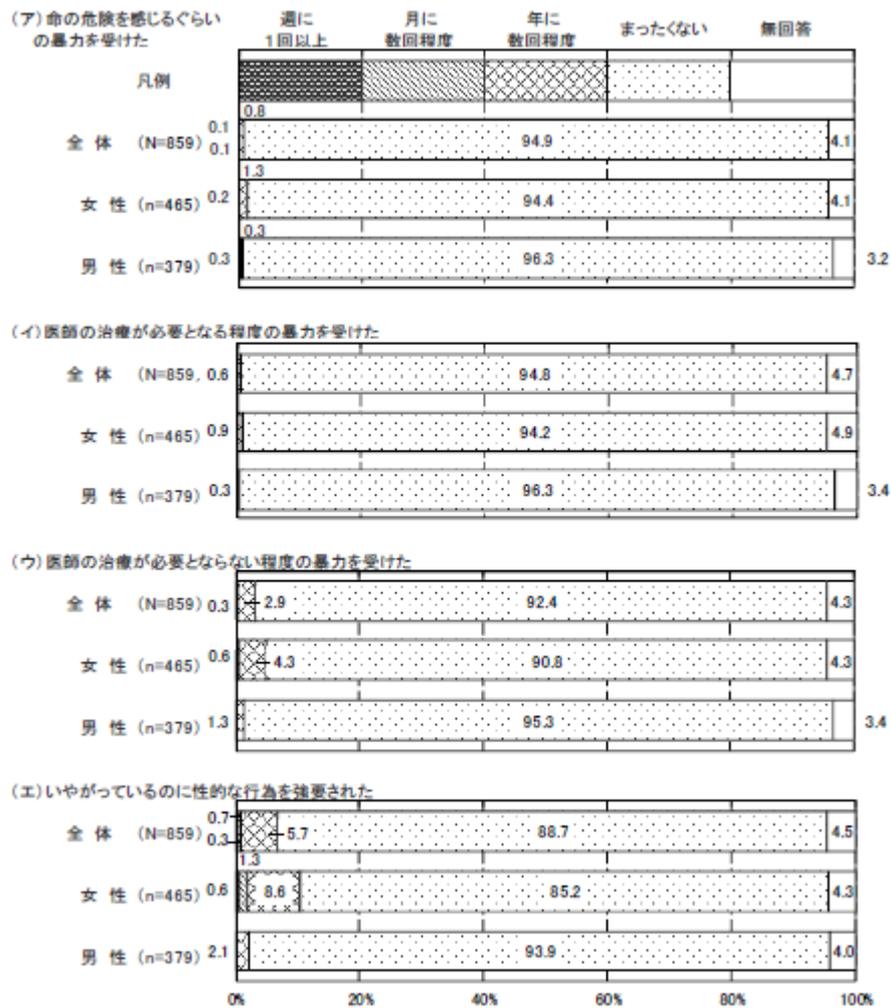
図表16 女性が職業を持たない方がよいと思う理由



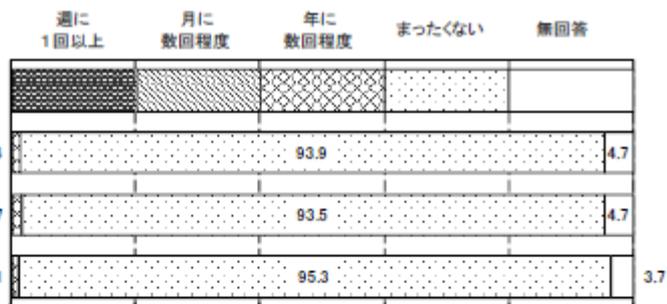
図表17 女性が結婚後、出産後の就業継続に必要なこと



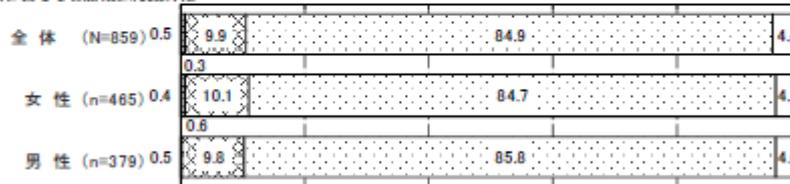
図表18 配偶者や恋人からの暴力を受けた経験について



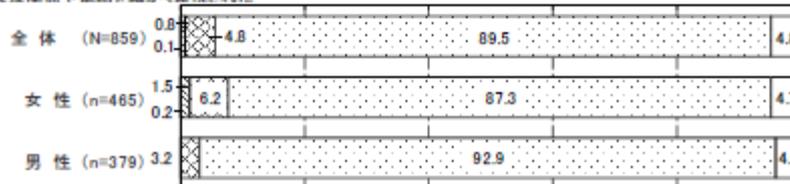
(オ) 見たくないのにポルノビデオ・雑誌を見せられた



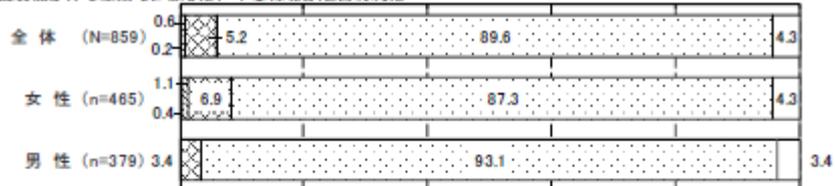
(カ) 何を言っても無視され続けた



(キ) 交友関係や電話を細かく監視された



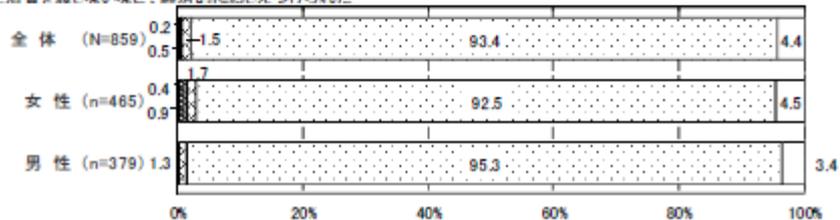
(ク) 「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」と言われた



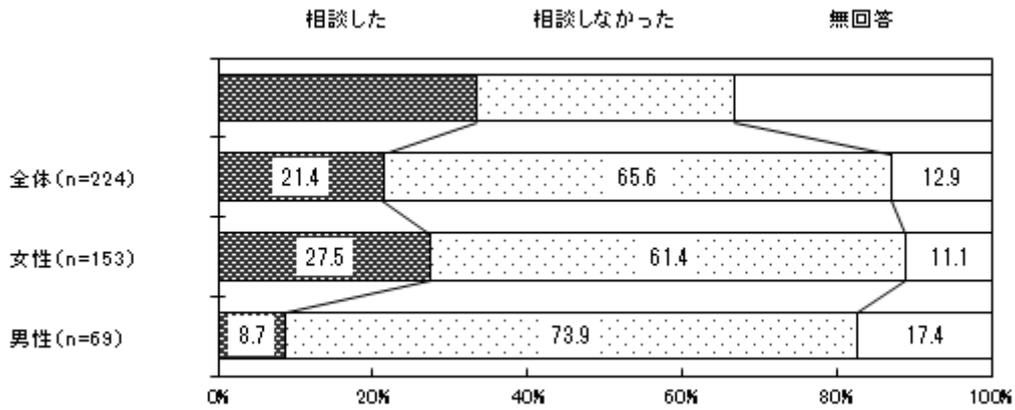
(ケ) 大声でどなられたり、暴言を吐かれた



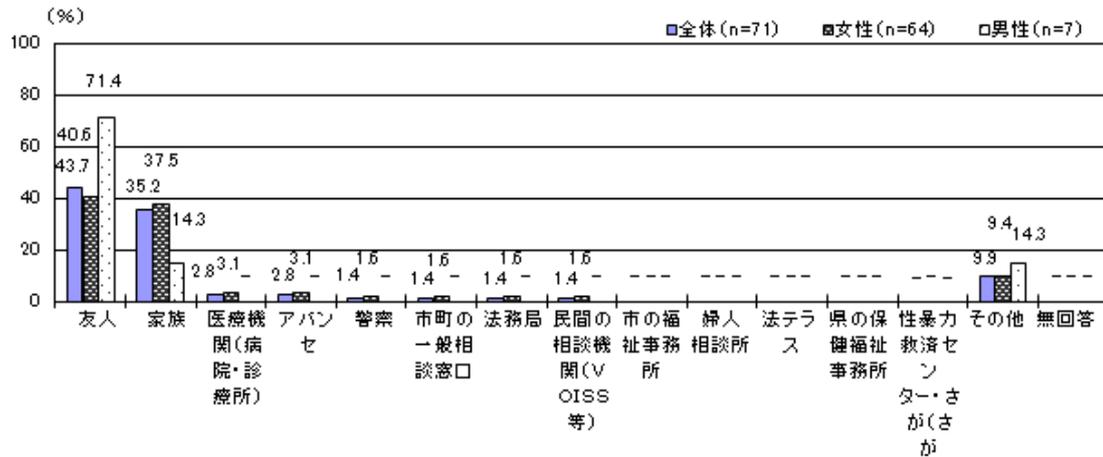
(コ) 生活費を渡さないなど、経済的におさえつけられた



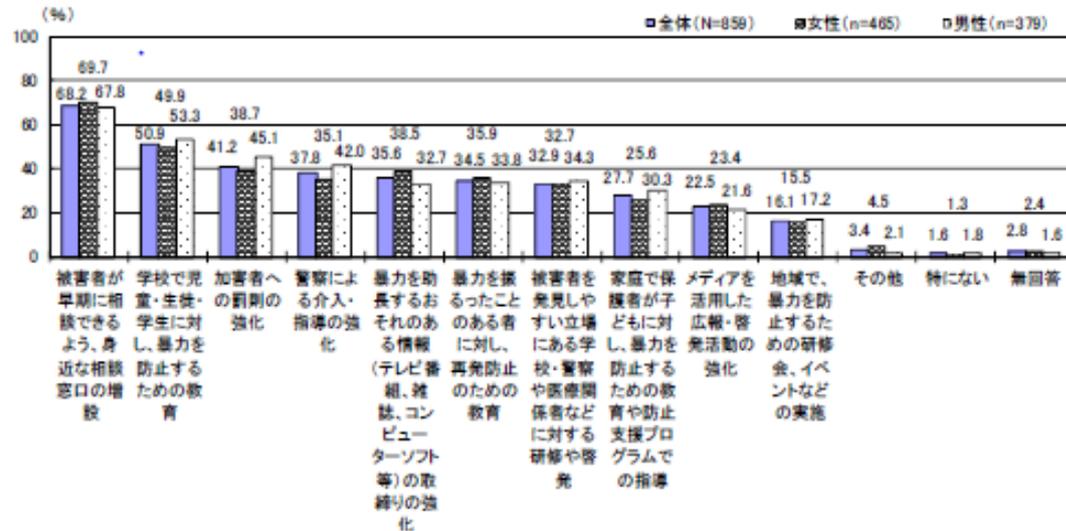
図表19 暴力を受けたときの相談状況



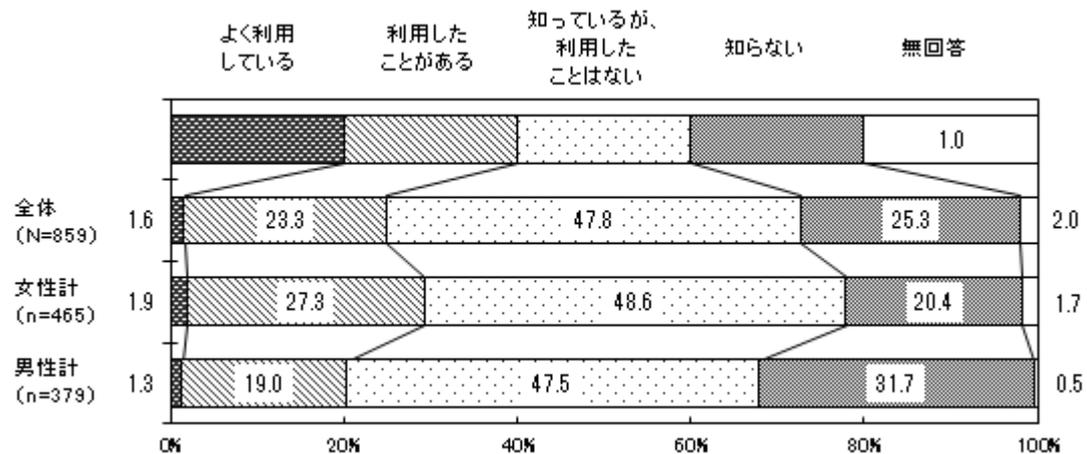
図表20 暴力を受けたときの相談先



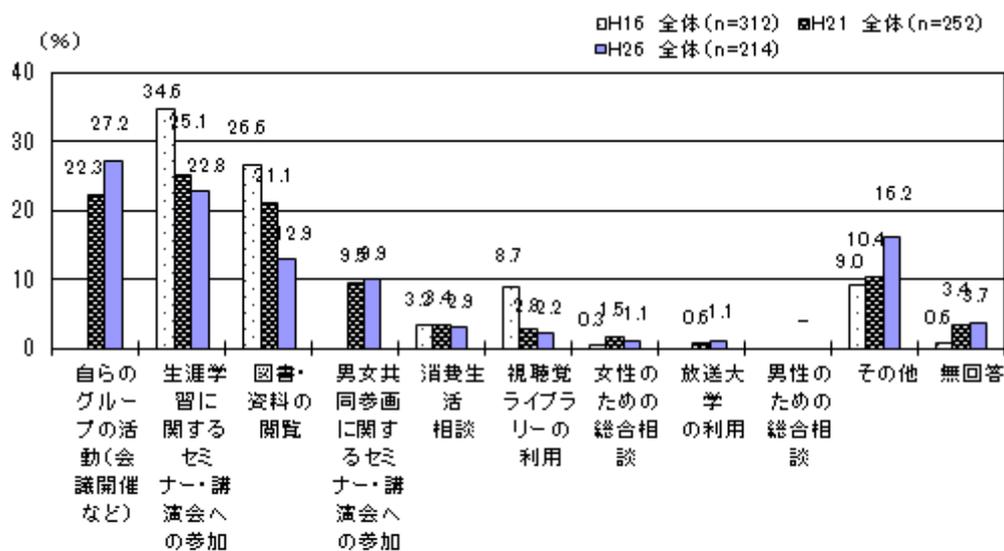
図表21 男女間における暴力をなくすためにはどうしたらよいと思うか



図表22 アバンセの利用状況



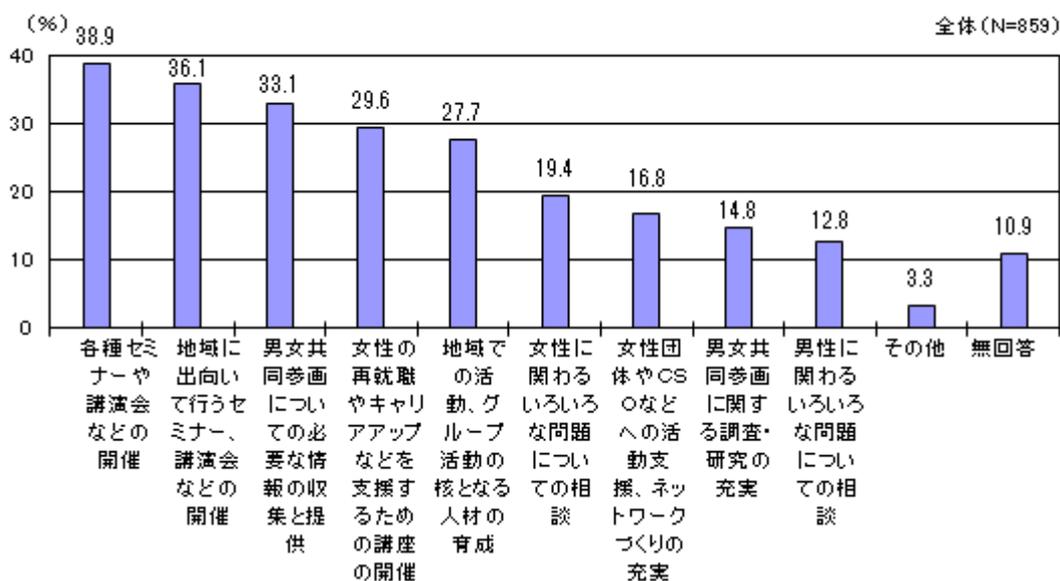
図表23 アバンセの利用目的



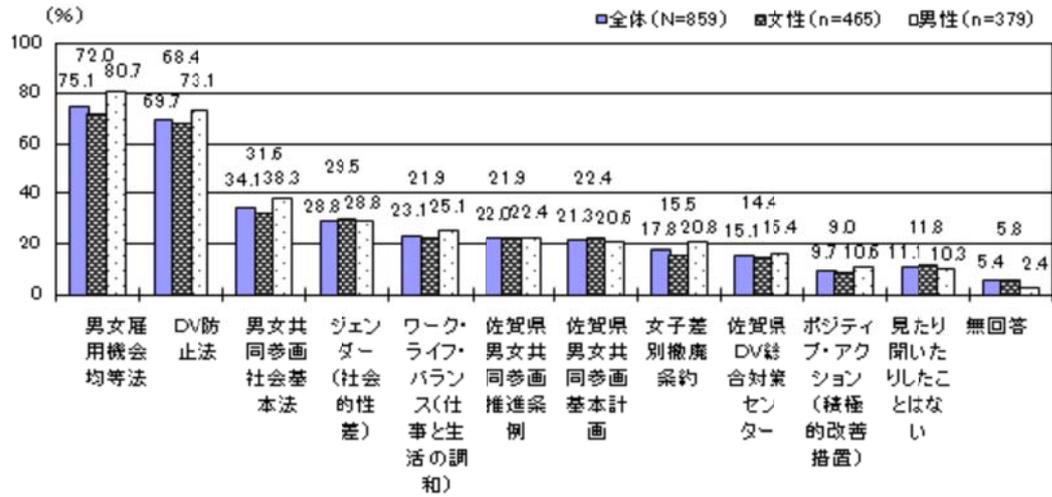
※『自らのグループの活動(会議開催など)』『男女共同参画に関するセミナー・講演会への参加』: H16調査には選択肢なし

※『男性のための総合相談』: H16、H21調査には選択肢なし

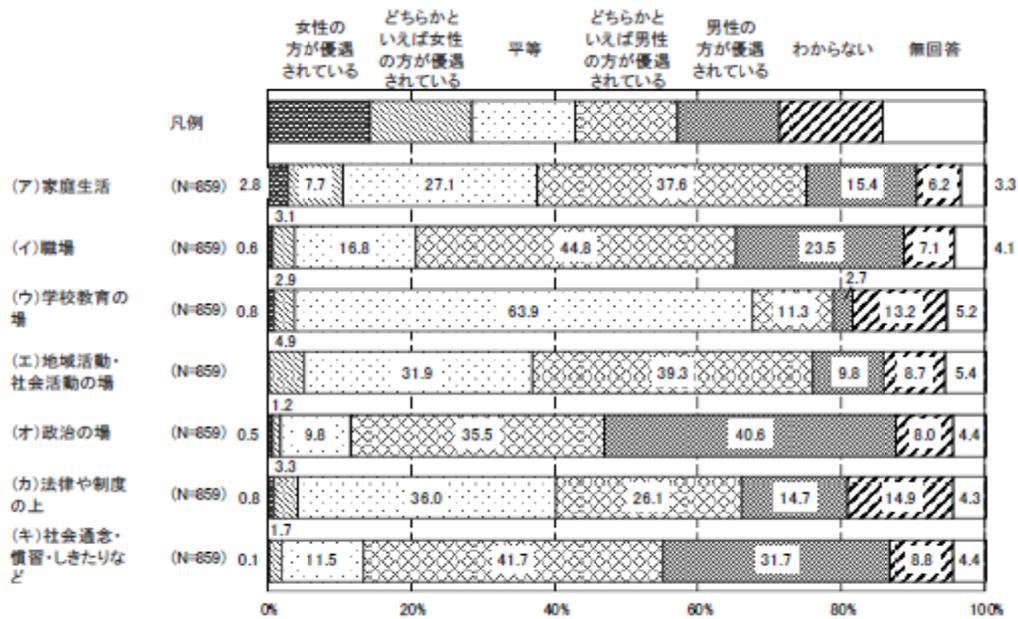
図表24 アバンセに期待する役割



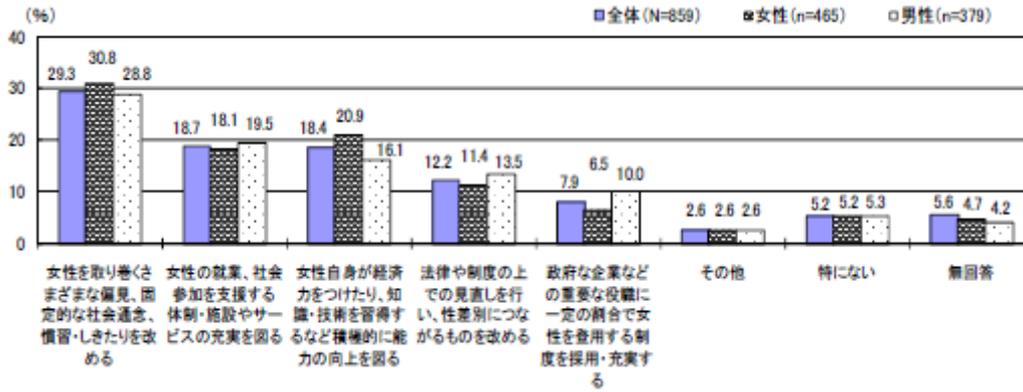
図表25 男女共同参画社会の実現に向けて認知している関連用語



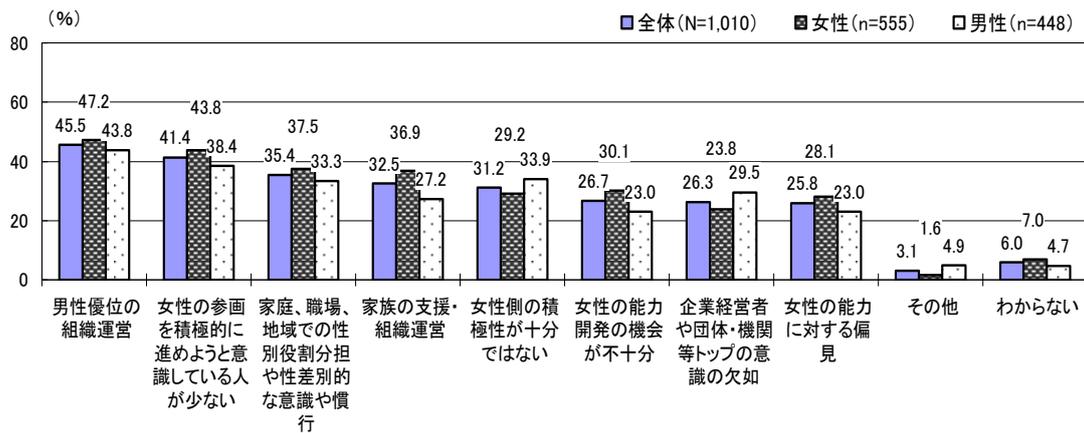
図表26 各分野での男女の地位の平等感



図表27 あらゆる分野でもっと平等となるために最も重要だと思うこと



図表28 企画や方針決定に女性の参画が少ない理由



図表29 県や市町に対する男女共同参画社会づくりにおける要望

